

会議録・平成25年3月11日第1回定例会（第1日）

1. 招集の年月日 平成25年3月1日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 3月11日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番 奥山幸洋

2番 江京子

3番 松本忍

5番 綿民和子

6番 上田清

7番 田邊ひとみ

8番 辻井成人

9番 乾健郎

10番 伊豆千夜子

12番 田辺泰宏

13番 土屋吉昭

14番 間宮一彦

15番 北岡泰

1. 欠席議員

11番 阪井勇男

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高森登美男

議会書記 朝倉晶子 松井友吾 西尾仁志

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 中井幸充 副町長 寺前和彦

教 育 長 西岡恵三 総務課長 北岡和成

防災企画課長 中谷英樹 人権生活環境課長 西口竜嘉

福祉子育て課長 下村由美子 会計管理者(兼)会計課長 乾恵子

長寿健康課長 小池弘紀 農工商課長(兼)農業委員会事務局長 石田茂樹

まち整備課長 沼田昌久 上下水道課長 潮谷剛

斎宮跡・文化観光課長 西口和良 教育委員会教育課長 西田一成

文化財保存活用監 中野敦夫 人権啓発推進監 中瀬行久

1. 会議録署名議員の氏名

6番 上田 清 7番 田邊 ひとみ

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 同意第1号 監査委員の選任同意について
- 日程第7 議案第5号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議について
- 日程第8 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 明和町消防団条例の全部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 明和町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定
- 日程第12 議案第10号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定
- 日程第14 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に係る基準に
関する条例の制定

- 日程第15 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護
老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する
条例の制定
- 日程第16 議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定について
- 日程第17 議案第15号 明和町が管理する町道の構造の技術的基準等を
定める条例の制定
- 日程第18 議案第16号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 明和町営住宅及び共同施設の整備基準に関する
条例の制定
- 日程第20 議案第18号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第19号 明和町における高齢者、障害者等の移動等の円
滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準
に関する条例の制定
- 日程第22 議案第20号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第21号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道
技術管理者に関する条例の制定
- 日程第24 議案第22号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第23号 平成24年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予
算（第4号）
- 日程第27 議案第25号 平成24年度明和町農業集落排水事業特別会計補
正予算（第2号）

- 日程第28 議案第26号 平成24年度明和町公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第29 議案第27号 平成24年度明和町介護保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第30 議案第28号 平成24年度明和町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第31 議案第29号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第3
号）
- 日程第32 議案第30号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第31号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に
関する条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第32号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第35 議案第33号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例
- 日程第36 議案第34号 明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第37 議案第35号 平成25年度明和町一般会計予算
- 日程第38 議案第36号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算
- 日程第39 議案第37号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 日程第40 議案第38号 平成25年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別
会計予算
- 日程第41 議案第39号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計予
算
- 日程第42 議案第40号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第43 議案第41号 平成25年度明和町介護保険特別会計予算

日程第44 議案第42号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

日程第45 議案第43号 平成25年度明和町水道事業会計予算

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第1回明和町議会定例会を開会します。

なお、阪井議員から病気療養のため、本日の会議に欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告をいたします。

また、田邊泰宏議員から、所用のため遅れる旨の連絡がありましたので、合わせてご報告をいたします。また、北本監査委員、浅尾税務課長から、所用のため、本日の会議に欠席する旨、連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名をします。

6番 上田 清 議員

7番 田邊 ひとみ 議員

の兩名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの12日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から3月22日までの12日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北岡 泰） 日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議員派遣でございますが、会議規則第120条第1項ただし書きの規定により、お手元の配布のとおり議員派遣を行いました。

また、監査委員さんから提出いただきました、11月、12月、1月の例月出納検査結果報告書、及び平成24年度定期監査結果報告書の写し、各一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（中井 幸充） おはようございます。

本日ここに、平成25年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただ今は、本定例会の会期を本日から12日間とお決めいただき、新年度予算をはじめ諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。本定例会は、平成24年度を締めくくる議会でありますと共に、新年度予算のご審議を賜るわけでございます。

2年前の本日、3月11日、東日本大震災が発生しました。また、福島原発の事故は未だ終息のメドすら立っておらず、今なお、多くの方々が長期の避難生活を余儀なくされております。ここに改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の早期復興が成し遂げられ、被災者の方々が安心してふるさとで暮らせるよう心より願うものであります。

我が国は、この東日本大震災からの復興や長引く円高デフレ不況、雇用不安などを受けて、社会経済全体に蔓延する閉塞感を打破し、日本経済を再生させることが求められています。このため政府は1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、大型補正予算を打ち出したところで

す。

こうした中で、当町は第5次総合計画を基本に新年度予算の編成を行い、一般会計の予算総額は76億4,500万円で対前年度比14.4%の増、特別会計、上水道事業会計を含めた予算総額は、151億9,680万円となり対前年比で7.8%の増となりました。

なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつつま

して簡略にご報告をさせていただきます。

元日の恒例行事として定着しました明和町観光協会主催の「初日の出を見る会」が大淀海岸で行われました。私も日の出の時間には、皆さんとともに町の安全と発展を祈願しました。この日は、やや気温も緩み穏やかな元旦となり、会場では、業平太鼓の勇壮な演奏や観光協会の皆さんによるぜんざいや豚汁のふるまいも行われ、例年になく多くの人たちが訪れられました。準備作業や当日の運営に携わっていただいた関係者の皆さんに、改めてお礼を申し上げます。

1月6日には、町中央公民館で明和町消防団出初式が行われ、藪谷消防団長以下団員の皆さんに日ごろのお礼と激励のごあいさつをさせていただきました。巨大地震や台風、集中豪雨などの自然災害、火災などに対応するため、消防団の役割がますます期待されております。このような中、消防団の各種訓練も年々実践的になっています。町としても、しっかりと連携し支援していきたいと思っております。

新成人204人を迎えて1月13日に町中央公民館で成人式を行いました。今年の新成人は、男性102名と女性116名の計218名ですが、新成人の皆さんには、大人の責任を自覚し、困難な時代にあっても夢と希望を忘れることなく、自分が目指す目標に向かって歩み続けていただきたいと思っております。

「安全安心のまちづくりや子どもたちの教育に役立ててください」と、今年も1月16日にサンライズクラブさんから町に50万円のご寄附をいただきました。今回で、5回目となりましたが、予算は先の臨時会でお認めいただいたところで、早速、防犯灯の整備や保育所、幼稚園の図書購入に活用させていただくことにしております。あらためて、そのご厚意に対し心から感謝申し上げます。

年明けから経済的には明るいニュースが流れるようになりました。私も新年に入ってから、事業所訪問の一環として、三井食品株式会社さん、御糸織物株式会社さんなど町内6社を訪問いたしました。いずれの経営者、

代表者の方も新政権に寄せる期待が大きく、いかにして地場産業の振興につなげていくのかに関心を示されており、町としましても今後国が打ち出す対策を積極的に活用して、地域経済の活性化に向けた施策づくりにつなげてまいりたいと思います。

1月21日、私と正副議長の三人で、田村憲久厚生労働大臣を表敬訪問し、町の政策課題の早期実現のためお力添えをいただくようお願いを致しました。大変お忙しい中でしたが、曙幼稚園と暁幼稚園の統合に伴う認定こども園の施設整備など政策要望10項目について、お話を聞いていただきました。また、この日は公明党本部で東海地方の陳情等の窓口担当を担っていただく伊藤涉衆議院議員にも要望書を提出させていただきました。

平成11年から友好提携を結んでおります群馬県明和町と災害時の応援に関する覚書を締結するため1月23日、群馬県明和町を訪問させていただきました。町からは、私と正副議長が出席し、群馬県明和町からは、恩田町長をはじめ町三役と関根議会議長が出席し調印式を行いました。二町は距離的には離れておりますが、巨大災害には広域的な連携が必要であり、万が一に備えて深い友好関係をつくっていくことが必要で、協定では、災害発生時に物資や資材の提供、職員の派遣などについて互いに応援しあうことなどを決めました。

町内での死亡事故を受けて、2月1日の早朝から役場東の中央線交差点で松阪警察署主催の交通安全啓発ミルミルキャンペーンが実施されました。警察署員や交通安全協会、交通安全推進委員、町職員など約60人が参加し、急遽取り組んだものですが、町といたしましても悲惨な交通事故を少しでも減らせるよう、今後も啓発事業などに積極的に取り組んでまいります。

明和町の情報発信ラジオ番組、「きてみて明和、王朝ロマン」がレディオキューブFM三重放送局で、2月4日の午後4時から放送を開始しました。番組では、年末までほぼ一年間、毎週月曜日の午後4時から30分間にわたって、イベント情報やお勧めスポットの紹介など、明和町の魅力を紹介してい

ただくことにしております。今後も、この放送を聴いていただいた方が、「明和町に行ってみよう」と思っていたいただけるような番組づくりに努めていきたいと思っております。

老人クラブ主催のクロリティ大会が町総合体育館で2月15日に開かれ、町内から愛好者150人が参加されました。「健康増進のため元気で長生き頑張ろう」と皆さんが熱戦を繰り広げました。高齢者向けのスポーツはゲートボールやペタンクなど各種ありますが、体を動かすことに加えて、このような大会に参加することで参加者同士が互いに声を掛け合い、和気あいあいと交流できることが極めて重要です。

いつまでも健康でありたいと思うのは、町民の皆さんに共通する願いであると思っております。町といたしましても、生きがい対策や健康づくり対策の一環として、高齢者スポーツの普及と発展に支援をしてまいりたいと思っております。

第6回美し国三重市町対抗駅伝大会が2月17日、県庁から伊勢市の県営陸上競技場までの10区間、42.195キロのコースで繰り広げられ、明和町は町村の部で7位と大健闘しました。順位は、昨年と同じでしたが、選手の皆さんの頑張りでタイムは1分以上短縮縮めていただきました。大会に参加するため厳しい練習を続けてこられた選手の皆さんをはじめ、関係者の方々にあらためてお礼を申し上げます。

また、町では、スポーツの振興の一環として、昭和50年の三重国体で日本一に輝いた明和クラブの実績を踏まえ、平成33年に開催が予定されております第76回国民体育大会のソフトボール競技会場他の誘致について正式に名乗りを挙げていくこととしております。

第9回いつきのみや梅まつりが2月23日、斎宮歴史博物館南側の梅林周辺を会場に開催され、多くの方に訪れていただきました。例年になく寒い日が続き、梅の花も2分、3分咲きといったところでしたが、いつきの舞や業平夢太鼓などの披露をはじめ、記念植樹や梅の種飛ばし大会などのイベントが行われました。また、バザー会場では寒さに震えながらも、関係者の皆さん

に大いに盛り上げていただきました。

また、3月3日には齋宮歴史博物館と明和町の共催で、「第8回齋宮跡と史跡整備を語るつどい」を行いました。今回のテーマは「史跡の保全と活用をみんなで考えるには」で、齋宮跡東部整備事業の進捗状況や町の史跡を活かしたまちづくりの取り組みについての基調報告と筑波大学の稲葉教授による文化遺産の保全と活用に関する基調講演の後、パネルディスカッション形式のミニシンポジウムを行いました。

史跡を活用したまちづくりが本格化するに合わせて、様々な人びとの関わり方や合意形成を図る仕組みづくり、さらには多様な意見を取りまとめている人づくりなどが重要であるとの意見が交わされ、有意義なつどいとなりました。

安全安心のまちづくりを進めるため3月5日、明和町建設業協会と「下水道施設等の応急対策業務に関する協定」を、さらに明和町水道協会と「上水道施設等の応急対策業務に関する協定」をそれぞれ締結いたしました。地震や風水害、その他の災害が発生、または発生しようとしている場合においてライフラインの復旧は、すぐに駆けつけられる地元民間企業の力が何より必要で、今後も民間の力を最大限得られるよう各種の協定締結に努めたいと受け止めております。

また、津波から一時的に避難する場所を確保するため工事を進めておりました大淀小学校の外付け階段がこのほど完成しました。そこで、3月11日の本日ですが、大淀小学校で避難訓練をすることとしました。この外付け階段は、夜間でも利用ができるように、太陽光発電を利用した照明も備えました。

東日本大震災から2年が経ちますが、この教訓をどう活かすかが問われており、今年度は、津波避難を地域とともに考える取り組みとして、防災アドバイザーの三重大学大学院川口准教授とともに、大淀・下御糸地区で地域防災懇談会を行ってきました。今後は、さらに、この取り組みを広げていくために、また、防災啓発の一環として広報めいわ3月号で「防災を考える」を

テーマに防災特集を企画し、域防災懇談会の取り組み実績や川口准教授のコメントなどを掲載し、広く町民の皆さんに防災の大切さを訴えることとしました。

諸報告につきましては、以上であります。本定例会には人事案件の諮問が1件、同意が1件、一部事務組合規約の変更に関する協議が1件、条例の制定、全部改正と一部改正が20件、道路線の廃止及び認定、並びに平成24年度一般会計補正予算及び特別会計予算と、平成25年度一般会計予算及び特別会計予算等を合わせ、合計43件の議案等を提案させていただくことといたしております。

経済的には円安や株価の上昇などが見られる今日ではあります。地方経済にとりましてはまだまだ厳しいものがあり、税収の変化など町財政への影響は不透明であります。このような中でも、まちづくりの手綱を緩めるわけにはまいりません。財政運営の基本である最小の経費で最大の効果が発揮できるように、議員の皆様、町民の皆様のお力を得て、住みよく、こころ豊かなまちの実現に向けて不退転の決意で取り組んでまいりたいことを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（北岡 泰） 続きまして、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、多気東部土地開発公社の報告をさせていただきます。

去る平成25年2月21日、明和町において平成24年度第3回理事会が開催され、平成24年度補正予算案が審議され、議決されました。

補正の主な理由は、明和町により仮称「明星こども園」事業用地の取得を行うためのものがございます。

2ページの平成24年度補正予算書をご覧ください。

第2条 収益的収入及び支出では、収入、第1款土地開発事業収益の補正予定額で2,000万円の増額補正、内訳の第1項公有地取得事業収益も同額でございます。支出、第1款土地開発事業原価の補正予算額で2,000万円の増

額補正、内訳の第1項公有地取得事業原価も同額でございます。

次に、第3条 資本的収入及び支出では、収入、第1款資本的収入の補正予定額で2,000万円の増額補正、内訳の第2項借入金も同額となります。支出、第1款資本的支出の補正予定額で2,000万円の増額補正、内訳として第1項土地取得費で同額となります。

4ページ、平成24年度変更事業計画、5ページ、平成24年度予定損益計算書の説明につきましては、省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

これで、多気東部土地開発公社の報告を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎諮問第1号の上程～答申

○議長（北岡 泰） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍中の明和町大字中村697番地に在住の北村れい子氏の任期が、平成25年6月30日に任期満了となります。

北村氏は、その任務を積極的に遂行しておられ、その活動実績から適任者でありますので、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元にお配りをいたしました内容で答申したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は、お手元にお配りしました答申書のとおり、答申することに決定をいたしました。

◎同意第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第6 同意第1号 監査委員の選任同意についてを議題とします。

議案の朗読を求めます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、同意第1号 監査委員の選任同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

現在、ご就任いただいております監査委員の北本千章氏の辞任に伴い、後任に明和町大字岩内146番地に在住の児島吉男氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでござい

ます。

児島氏は昭和26年7月7日生まれで建設省中部地方建設局に入庁後、国立三重大学職員として39年間勤務され、平成22年7月31日付けで退職、その間、同大学経理部主計課管財係長、施設部企画課総務係長、同大学院医学研究科・医学部チーム総務グループチーフなどを歴任されています。

監査委員として適任者と思われるので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりました。

これから、同意第1号 監査委員の選任同意につきましてを採決します。

同意第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、同意第1号は、可決されました。

○議長（北岡 泰） ただいま同意が可決されました児島吉男様が、お見えになっております。ご挨拶をいただくため、暫時休憩いたします。

（午前 9時 24分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時 26分）

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第6 監査委員の選任同意を終わります。

◎議案第5号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第7 議案第5号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程されました議案第5号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議について、その提案理由の説明を申し上げます。

この変更は、本組合に新たに伊賀市が加入することから、組合格約の変更について関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） それでは、議案第5号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議につきまして、詳細説明を申し上げます。

議会の資料編がございますので、めくっていただきまして1-1-1をご覧いただきたいと思います。新旧対照表の縦長の表でございます。

それでは、この変更につきましては、三重県市町総合事務組合で実施してい

る物品及び業務委託に係る入札参加資格の申請、受付、審査の共同化に関する事務につきまして、伊賀市が参画したいということでございましたので、組合規約の変更につきまして、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決をお願いするものでございます。

議会資料のですね、新旧対照表の第14条でございますけれども、旧欄の14条の3でございますが、この部分を各3条各号を第3条第1項各号に変更しまして、別表中のですね、真ん中のところでございますが、2段目で3条第1項第4号に定める欄でございますが、ここに、伊賀市を追加しようとするものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第8 議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め
ます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第6号 議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に
つきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、関係法令の名称が変更されたことに伴い、本条例の一部を改
正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
うえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま
す。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。それでは、議案第6号 議会の議員
その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に
つきまして、詳細説明を申し上げます。

この改正は、平成25年4月1日に、障害者自立支援法が障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律と名称変更されることに伴いま
して、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議会資料の1-1-2をご覧ください。横の表でございます。第10条の2第2号の下線部分につきまして、改正前の障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と変更する旨の改正でございます。施行日は下段のとおり、平成25年4月1日としております。

また、次のページでございますけれども、同法の関係条項が削除されることに伴い、改正前の条例第15条の12を、改正前の同条11項とする、いわゆる条項ズレの整理を行います。こちらのほうは施行日は26年の4月の1日を予定しております。

よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第9 議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、関係法令の名称が変更されることに伴い、本条例の一部を改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。それでは、議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この改正は、副町長の提案にもございましたとおり、関係法令の名称変更に伴うものでございます。

定例会資料2-2-1をご覧くださいと思います。明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。第9

条の2第2項中、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が変更されたことに伴うものでございます。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項が削除されるため、1項ずつ項番号が繰り上がり、第5条第13項を第5条第12項に改めるものでございます。

この施行日は、平成25年4月1日となります。

次に、資料番号2-2-2の新旧対照表につきましては、平成25年度中に、第5条第10項が削除され、先ほど説明いたしました第5条第12項に改めた箇所が、第5条第11項に項ズレを生じるために変更するものでございます。

この施行日につきましては、平成26年4月1日からとなります。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第10 議案第8号 明和町消防団条例の全部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第8号 明和町消防団条例の全部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、現行の明和町消防団条例、明和町消防団規則が消防組織法などの定めにより、条例で定めること、規則で定めることの実態にあっていない箇所があることから、本条例の全部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。それでは、議案第8号 明和町消防団条例の全部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

現在の明和町消防団条例は、消防組織法等の関係例規に合致していないところがあることから、条例を全部改正するものでございます。

資料 2-2-3、明和町消防団条例を全部改正する条例をご覧ください。
その冒頭でございますが、消防組織法第18条第1項、第19条第2項及び第23
条第1項に基づきまして消防団の設置、名称及び区域を、第2条に消防団員
の定数、任用、分限、懲戒、服務、その他身分の取扱について、第3条から
は、その必要な事項を定めることとしております。

また、組織及び運営並びに消防団員の階級、訓練、礼式、服務等の必要な
事項につきましては、明和町消防団規則を全部改正し定めることとなり、そ
の内容につきましては、資料 2-2-6に記載のとおりでございます。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようよろしくお願いいたします
ます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第8号の
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わ
ります。

これから、議案第8号 明和町消防団条例の全部を改正する条例を採決し
ます。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第9号 明和町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第9号 明和町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、町が設置する一般廃棄物処理施設である、名称「明和町環境センター」に置く技術管理者の資格を定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 議案第9号 明和町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についての説明を申し上げます。

提案理由の中にもございましたが、いわゆる第2次一括法第171条により、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われ、市町村が設置する一般廃棄物処理施設、明和町におきましては明和町環境センターでございますが、の技術管理者の資格を定めなければならないこととなりました。

次のページ、14ページの制定条例におきましては、第1条で趣旨を、第2条において、これまで基準としておりました環境省令の資格の内容を各号に定めております。詳しい説明は省略をさせていただきます。

なお、条例の施行期日でございますが、25年4月1日とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第9号 明和町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第10号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第10号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、設置以降、11年が経過しております、明和町一般廃棄物処理施設、名称「明和町環境センター」の使用料の改定を、今回はじめて行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 議案第10号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

議会資料の4-2-1をご覧ください。使用料の改定は、昨年10月1日から伊勢広域清掃工場に持ち込むごみのすべてが有料となったことや、近隣市町村の状況等を参考にさせていただき、積載量50kg以下の無料域を廃止し、

ごみ処理行政全体の公平性と受益者負担の適正化を図りたいと考えました。

また、積載量の部分が、現在51kgから300 kgまでと幅が大きく、料金設定も無料から一気に750 円と高い設定となっておりましたので、積載量の区分と料金設定を細分化し、100kgまでを200円、200kgまでを400円、300kgまでを600円とし、301kg以上は現行どおりとしております。

なお、施行期日につきましては、周知期間の3カ月を見込んで7月1日からいたしたいと考えております。ご審議のうえ、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第10号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 明和町一般廃棄物処理施設の設置並びに使用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第13 議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、介護保険法の一部が改正されたことにより、指定地域密着型サービスに従事する従業員数の基準、設備及び運営に関する基準を町で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定につきまして、その詳細説明を申し上げます。

この条例は、介護認定で要介護の認定を受けた人が利用する地域密着型サ

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。
今まで、厚生省令で定めていました指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に係る基準をもとに条例化したものでございます。

条例の施行日は、平成25年 4月 1 日からでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第11号の
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わ
ります。

これから、議案第11号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型サー
ビスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従いまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第14 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定

地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、介護保険法の一部が改正されたことにより、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員数に関する基準、設備及び運営に関する基準を町で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定につきまして、その詳細説明を申し上げます。

この条例は、介護認定で要支援の認定を受けた人が利用する地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

今まで、厚生省令で定めていました指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準をもとに条例化したものでございます。

条例の施行日は、平成25年 4月 1日からでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第12号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第15 議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準、申請の法人格の有無に係る基準を町で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） それでは、議案第13号 明和町介護保険法に

基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定につきまして、その詳細説明を申し上げます。

この条例は、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下とし、介護予防を含む地域密着型介護サービス事業所の指定に関する申請者を法人とすることを定めたものでございます。

なお、この条例の施行日は、平成25年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第13号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第13号 明和町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第16 議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現町道認定路線の路線名、路線番号等の重複や民地通路部の町道路線の廃止及び認定を行う必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定について、詳細説明を行います。

議案書145 ページが廃止路線の一覧表です。146 ページが認定路線の一覧表となっております。

延長、幅員が入っております議会資料のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、議会資料のほうおめぐりください。9-1-1から、資料9-1-5をご覧くださいと思います。

資料9-1-1で、廃止路線の一覧表になっております。3路線を廃止するものです。また、資料9-1-4が認定路線の一覧表です。

廃止 1 の新茶屋11号線でございます。位置図が 9 - 1 - 2 でございますが、この路線について民地を認定をしているということが判明をいたしまして、現状も公共的な道路としての機能果たしていないため廃止をするものでございます。

廃止の 2 の竹川14号線でございます。位置図が 9 - 1 - 3 でございますが、竹川14号線が 2 つあることが判明をいたしました。路線番号2008の竹川14号線を一旦廃止をいたしまして、認定 2 の竹川21号線として再認定をするものでございます。

続いて、廃止 3 の佐田18号線でございます。位置図が 9 - 1 - 3 でございますが、佐田18号線が、これも 2 つあることが判明をいたしました。路線番号も2012番で重複をしておりました。認定 1 の佐田22号線、路線番号1143として再認定をするものでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第14号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号 明和町道路線の廃止及び認定についてを採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従いまして、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第17 議案第15号 明和町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第15号 明和町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、道路法及び高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、町道の構造の技術的基準、町道の道路標識の寸法、特定道路の移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を、政令等を参酌して道路管理者である町の条例で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第15号 明和町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、詳細説明を行います。

議案書の148 ページでございますが、この条例につきましては、近隣の6町で定めた条例でございます。一括法により道路法が改正をされ、道路の構造の基準、道路標識の寸法を、当該道路管理者で定めること、また、高齢者、障害者の移動円滑化の推進に関する法律も改正をされ、条例で定めるものがございます。

それぞれの規則についても協議会のほうで説明をさせてもらっております。割愛をさせていただきますが、附則として、平成25年4月1日から施行するということでございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第15号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第15号 明和町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第18 議案第16号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第16号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、公営住宅法の一部が改正され、これまで国が政令等により定めていた入居者収入基準について、政令で定める基準を参酌して、事業主体である町で定めることとなったため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第16号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

議案書は150 から151 ページ、議会資料が9－1－6から7を参考をお願い

をいたします。

これも一括法によるもので、入居者収入基準について、政令に定める基準を参酌して、町の条例で定めることとなったため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、入居者収入の基準を定めるもので、今までどおりの基準どおりでございます。

また、この条例の改正に伴いまして、明和町小集落改良住宅管理条例の引用法令の改正が必要となりますので、附則において改正をするものでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第16号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第16号 明和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第19 議案第17号 明和町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第17号 明和町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定つきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、公営住宅法の一部が改正され、これまで国が省令により定めていた公営住宅等の整備基準について、国の定める基準を参酌して、事業主体である町で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第17号 明和町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例について、詳細説明を行います。

議案書153 ページから155 ページでございます。一括法によりまして、公

営住宅等の整備基準についてですね、国土交通省令に定める基準を参酌して、町の条例で定めることとなりました。条例の制定を行うものでございます。

内容については、公営住宅等整備する際の基準についてでございます。公営住宅法の目的である健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備するために必要な敷地の安全性や、住宅の基準を定めるもので、今までどおりの基準どおりでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第17号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第17号 明和町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定を採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第20 議案第18号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第18号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、都市公園法の一部が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準並びに公園施設の設置基準を、法及び都市公園法施行令を参酌して、事業主体である町で定めることとなりました。また、都市公園にかかる建築の規制、公園予定区域の追加も行うため、合わせて条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第18号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例について、詳細説明を行います。

これも一括法によりまして、町のほうで一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、都市公園の設置基準について、町民1人当たりの都市公園面積や、都市公園の種類ごとの面積、公園施設の設置基準について、

都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準を条例で定めるもので、今までどおりの基準どおりでございます。

第4条行為の禁止については、これに建築の規制を加えるもので、これについてはですね、資料のほう9-1-10でございますが、第4条第2項を加えております。別表第2都市公園を設置すべき区域については、史跡齋宮跡整備事業に伴い、次の公園予定区域を追加をするものでございます。未建ち区画広場、明和町大淀齋宮地内、祓戸広場、明和町大淀竹川地内、位置図は9-1-11のほうになります。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第18号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第18号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第21 議案第19号 明和町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第19号 明和町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定につきまして、その提案理由を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が改正され、国土交通省令で定める設置基準を、事業主体である町で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 議案第19号 明和町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例について、詳細説明を行います。

バリアフリー法の改正によりまして、町のほうで条例を定めることとなり、制定をいたします。

内容については、特定公園施設、園路及び広場、屋根付き広場、休息場、管理事務所、駐車場、便所などの整備を行う際の基準について定めるもので、今までの基準どおりでございます。

平成25年4月1日から施行するものでございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第19号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第19号 明和町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定を採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第22 議案第20号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第20号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準を町で定めることとなったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 失礼します。議案第20号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

この改正につきましては、下水道法の一部改正に伴いまして、町下水道の設置及び管理に関して条例で定めるものでございます。

資料は10-2-1でございます。主な改正内容につきましては、第6条の2の公共下水道の構造上の基準から、第6条の7終末処理場の維持管理の項

目を追加するものでございます。

第7条につきましては、字句の訂正でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第20号の
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わ
ります。

これから、議案第20号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第23 議案第21号 明和町水道事業に係る布設工事
監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定を議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求め副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第21号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、水道法の規定による布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者の資格、並びに水道技術管理者の資格を町で定めることとなったため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 議案第21号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

水道法の一部改正に伴いまして、水道布設工事監督者並びに水道技術管理者に関する資格基準を条例で新規に定めるものでございます。

水道施設の新設並びに一定規模の工事の増築、または改築等を行う場合には、布設工事監督者が配置することが義務づけられております。この資格基準につきましては、条例の第3条に明記してございます。また、水道事業者につきましても、水道技術管理者を必ず1人置かねばならないというふうに決まっております。これは第4条以下に明記してございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第21号の
質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わ
ります。

これから、議案第21号 明和町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技
術管理者に関する条例の制定を採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従いまして、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

40分まで。

（午前 10時 30分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

◎議案第22号から第29号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第24 議案第22号から、日程第31 議案第29号までを一括上程し、議題
としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。従いまして、

日程第24 議案第22号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第6号）

日程第25 議案第23号 平成24年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第3号）

日程第26 議案第24号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）

日程第27 議案第25号 平成24年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予
算（第2号）

日程第28 議案第26号 平成24年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第29 議案第27号 平成24年度明和町介護保険特別会計補正予算
（第3号）

日程第30 議案第28号 平成24年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

日程第31 議案第29号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）
を一括上程し議題とします。

議案を朗読をさせます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第22号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第6号）から議案第29号 明和町水道事業会計補正予算（第3号）までの各補正予算につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ3億6,790万円の補正をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、国の「緊急経済対策」に基づく第1次補正を受けて、地域経済の活性化を図る観点から、社会資本整備総合交付金事業などのさらなる推進を図るため、工事請負費等を中心に増額をお願いするほか、事業の確定見込みに伴う精算など、それぞれ所要の予算措置をお願いするものでございます。

歳出の主なものにつきましては、総務費では、総合行政システム費で行政チャンネルの番組制作等委託料の事業確定見込みによる減額、災害対策費で三重県防災行政無線整備工事の精算見込みによる負担金の減額、税務総務費では事業の確定見込みによる固定資産管理システム移動修正業務委託料の減額、衆議院選挙費で、選挙執行経費の確定見込みによる減額補正をそれぞれお願いしております。

民生費では、国民健康保険事務費と後期高齢者医療事務費で、それぞれ事業精算に伴う操出金等の減、身体障害者福祉費で給付費の増加に伴う介護給付費の増額や身体障害者更正医療給付金の増額、老人ホーム等入所措置費で事業の確定見込みによる減額補正をお願いしております。

衛生費では、環境衛生費で事業の実績見込みによる伊勢広域環境組合負担

金と上水道事業繰出金の減額、母子衛生費では予防接種委託料の減額補正をそれぞれお願いしております。

農業費では、農業振興費では事業の確定見込みにより、水田利活用自給向上対策交付金、水田土地利用活性化支援事業助成金をそれぞれ減額、漁港費で下御糸漁港の西護岸改修工事を推進するため、下御糸漁港地域水産物供給基盤整備工事の調査設計業務と工事請負費の増額補正を行い事業の進捗を図ることといたしております。

土木費では、地籍調査費で事業費の確定見込みに伴う減額、道路新設改良費で社会資本整備交付金事業の丹川橋橋梁工事、冠水対策、通学路整備などの推進のため、測量設計委託料、工事請負費をそれぞれ増額し、事業の進捗を図ることといたしております。

また、下水道費では、事業の精算見込みにより農業集落排水事業特別会計繰出金の増額と公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正が主なものでございます。

消防費では、松阪地区広域消防組合の事業費確定見込みによる負担金の減額補正、消防施設費では防火水槽を新設するための工事請負費の増額補正をお願いしております。

教育費では、文化財保護費の坂本古墳群整備事業で精算に伴う用地測量設計業務委託料の減額、斎宮跡保存事業特別会計の事業確定見込みによる繰出金の減額補正が主なものでございます。

公債費では、精算による元金の増額と利子の減額補正をお願いしています。

また、諸支出金の基金費では、計画に基づき退職手当基金、財政調整基金及び教育・福祉建設基金などについて、それぞれ所要の額を積み立てるものでございます。

また、歳入につきましては、主に地方交付税、国県支出金、繰越金、事業の確定見込みによる町債など、所要の予算措置をお願いするものでございます。

次に議案第23号 平成24年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保護保存費で入札差金が生じたことに伴う用地測量設計業務委託料の減額、緊急発掘調査事業の事業確定見込みによる予算の組み替え、歴史的風致維持向上計画策定委員謝金の確定にかかる減額補正をお願いしております。

次に、議案第24号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、医療費の増減に伴い各医療給付費の精算や高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業、特定健診委託料の精算見込みによる減額補正をお願いしております。

次に、議案第25号 平成24年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業の進捗に伴う事業費の精算で、施設保守点検等委託料の減額、事業の確定見込みによる上水道移設工事補償費の減額補正が主なものでございます。

次に議案第26号 平成24年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業の精算に伴う宮川流域下水道事業負担金の減額、明和处理区変更認可図書作成業務委託料や明和浄化センター長寿命化設計業務委託料で入札差金が生じたことによる減額補正が主なものでございます。

次に、議案第27号 平成24年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業の実績見込みによる居宅介護サービス給付費や地域密着型介護予防サービス費の増額補正をお願いしております。

次に議案第28号 平成24年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによる負担金の増額補正をお願いしております。

次に、議案第29号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出では、排水ポンプの取替工事で入札差金が生じたことによる工事請負費の減額や南勢水道の精算見込みに伴う受水費の減額が主なものでございます。

資本的支出では、北部第2水源耐震排水池設置工事や南部水源地耐震性排水池・場内配管工事等で、設計委託料と工事請負費に入札差金が生じたことによる減額、また、量水器取替工事も入札差金が生じたことによる減額補正をお願いしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第22号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第22号の歳出からお願いします。

黄色の表紙、予算に関する説明書、平成24年度補正予算水色の一般会計補正予算説明書の17ページ、歳出、第2款総務費からお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） それでは、17ページの総務費、1目の一般管理費から説明をいたします。

一般管理費では、補正額98万7,000円の増額補正でございます。3節の職員手当等で36万4,000円は臨時職員通勤手当で40万円、臨時職員の通勤手当の緊急雇用創出分で3万6,000円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものです。

4の共済費で89万2,000円の増額をお願いしております。社会保険料で100万円、社会保険料の緊急雇用創出分で8万9,000円の減額、労働保険料のほうでは、1万9,000円の減額をいたしております。いずれも実績見込みによるものでございます。

次に、8節の報償費で2万円の減額をお願いしております。こちらのほう

は職員の採用試験の試験官の謝礼でございます、音楽試験、保育士・幼稚園教諭の場合は行いますが、それがなかったため、その分を2万円減額させていただくものでございます。

それから、13節の委託料は3万6,000円の減額でございます。こちらのほうは職員安全運転研修委託料ということで、自動車学校のほうで職員を交互に運転させまして、先生からチェックを受ける、そういう研修をしておりますが、その見積差金でございます。

それから、19節負補交でございますが、21万3,000円でございます。こちらのほうは職員研修等負担金ということで、これは実績見込みによる減でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 続きまして、2目広報費は80万円の減額となります。11節需用費、印刷製本費は80万円の減額で、これは広報めいわの版下の入札差金によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 4目文書管理費で5万7,000円の減額をお願いしております。13節委託料は廃棄文書のリサイクル処理委託料でございます、シュレッターにかけて細かく砕いております。そういう作業でございます。見積差金でございます。

それから、5目の財産管理費14万4,000円の減額をお願いしております。12節の役務費で13万4,000円の減額は、回線通話料5万円の減額で実績見込みです。

それから、車検等の諸費につきましても8万4,000円の減額で実績見込みでございます。13節委託料の26万4,000円につきましては、庁舎の清掃委託料で、こちらほうも見積差金でございます。

ページ変わりました、18ページでございます。使用料及び賃借料でございます。こちらのほうは30万円の減額でございます。庁舎機器等の借上料で実

績によるものでございます。

それから、15節の工事請負費で74万6,000円の減額でございます。委員会の録音のですね、議事システム改修工事ということで、入札差金でございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 続きまして、6目総合行政システム費は140万円の減額となります。13節委託料は140万円の減額で、これは町長記者会見、議会放送の番組を業務委託しておりますが、この番組制作の減に伴うものでございます。町長記者会見につきましては9回中5回未実施、議会放送については6日中2日分未開催でございます。

続きまして、企画費でございます。企画費は10万円の減額となります。11節需用費は10万円の減で、昨年夏の群馬県明和町とのミニバスケットボールの交流事業時の食事代で、実績により減額するものでございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 8目交通安全対策費、13節委託料で10万円の減額をお願いしております。これは明星駅前の駐輪場の交通安全指導委託料ですが、指導の効果が徐々に現れまして、人数と日数において当初予定したほど必要でなくなったため、減額をお願いするものです。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 9目災害対策費は1,517万8,000円の減額となります。8節報償費は5万3,000円の減で、これは防災講演会時の手話通訳謝金について、実績に基づき減額するものでございます。11節需用費は64万3,000円の減で、これは東日本大震災時の支援物資につきまして、補充するための入札における差金となります。13節委託料は89万円の減額となります。まず、防災町民アンケート19万3,000円につきましては、三重大学との共同研究により実施したことで、全額が不要となりました。

続きまして、防災無線等保守委託料34万9,000円の減につきましては、入

札差金によるものでございます。災害時要援護者情報管理システム運用保守料12万6,000円の減につきましても、当初住基法の改正に伴いシステムの改修を予定しておりましたが、特にシステムを改修する必要がなくなったことにより不要となったものでございます。耐震診断調査業務委託料は22万5,000円の減額で、これは当初20戸を予定しておりましたが、実績13戸、申請見込み2戸となりまして、5戸分について減額するものでございます。

15節工事請負費でございますが、79万2,000円の減額となります。内容は防災行政無線屋外子局設置工事による減額、また防災機器等移設工事によりそれぞれ入札差金が出ましたので、その分について減額させていただきました。

それと、18節備品購入費は47万2,000円の減額となります。これは防災行政無線戸別受信機につきまして購入をいたしましたが、26万2,000円の減額で、これも入札差金によるものでございます。可搬式浄水装置につきましては21万円の減額で、これも入札差金によるものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金は1,234万5,000円の減額となります。まず自主防災組織強化育成事業補助は4自治会に対して補助いたしましたが、不要となった21万7,000円について減額をお願いするものでございます。

次に、三重県防災行政無線運営協議会分担金は14万9,000円の減額で、精算に伴うものとなります。

次に、三重県防災行政無線整備事業負担金は326万9,000円の減で、これは県の衛星無線等の整備におきまして、1市町1,384万円の負担を平成23年、24年の2カ年に分けて負担することとなっておりましたが、平成24年の事業確定に伴いまして、この精算に伴い、この額について減額をするものでございます。

次に、耐震補強計画補助は80万円の減で、6件を見込んでおりましたが、実績1件となったことによるものです。

木造住宅耐震補強補助は759万円の減で、実績2件となったことにより、

不用額について減額をするものでございます。

木造住宅耐震簡易補強工事補助は30万円の減で、現在、申請見込みがないことかことから、全額を減額するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 10目防犯対策費、19節負担金補助及び交付金で10万円の減額をお願いしています。これは自治会が新設した防犯灯に対して交付をする助成金ですが、申請件数の実績により減額をお願いしています。

11目自治振興費では 117万2,000円の減額をお願いしています。8節報償費では全町自治会長会議等の参加者の実績により7万2,000円の減額、19節負担金補助及び交付金では自治会に対する前後期2回の交付実績により110万円の減額をお願いしています。

12目地域振興費では、合わせて106万4,000円の減額をお願いしています。1節報償費では、町民バスの時刻表の改定に伴う地域公共交通協議会を開催する必要がなかったため報酬4万4,000円の減額、9節旅費では消費生活相談員にかかる研修への参加がなかったことによる3万9,000円の減額。

20ページ、11節需用費では、町民バスの時刻表の改定がなかったことによる印刷製本費8万5,000円の減額、19節負担金補助及び交付金では、美し国おこし三重地域プロジェクト支援事業に応募する団体がなかったことによる負担金50万円の減額、同じく地域貢献チャレンジ事業に応募する団体がなかったことによる補助金30万円の減額、上御糸地区地域づくり事業実績による交付金9万6,000円の減額をそれぞれお願いしております。

○議長（北岡 泰） 税務課長欠席のため、副町長。

○副町長（寺前 和彦） 税務課長、ちょっと所用で休ませていただいておりますので、変わって説明させていただきたいと思っております。

21ページの1目税務総務費でございます。補正額減額の123万8,000円お願いしております。1節の報酬で減額の3万円ですが、固定資産評価審査委員

会実績見込みで減額をさせていただきます3万円です。それから13節委託料減額120万8,000円でございますけれども、固定資産管理システム移動修正業務、契約時差金が生じたので120万8,000円減額をさせていただくものでございます。

2目の収税対策費100万円の減をお願いしております。7節賃金で減額50万円でございますが、徴収員賃金実績見込みによりまして、今回減額を50万円させていただくものでございます。それから12節の役務費50万円の減額でございますが、実績見込みによる減でございます。郵送料減額30万円、郵便振替手数料減額10万円、口座振替手数料減額10万円でございます。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 22ページ、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 1目の戸籍住民基本台帳費では68万5,000円の減額をお願いしております。12節役務費では、住民票の情報にかかる自治体間のやりとりがデータ通信で行うことが可能になったことにより、郵送料7万6,000円を減額しております。

13節の委託料では、住民基本台帳法改正に伴うシステムの改修作業において簡略化を図ることができましたため、60万9,000円の減額をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 23ページ、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 4目の衆議院選挙費で114万8,000円の減額補正をお願いしております。先の衆議院選挙でございますが、選挙事務につきましては県からの委託費によって賄っております。事業の実績による精算が主な理由でございますが、一部で組み替えをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず第1節の報酬で30万1,000円でございます。会場管理者の報酬で1万1,000円の減額、開票立会人報酬で29万円の減額でございます。いずれも実績による減でございます。3の職員手当等で115万1,000円でございます。こ

ちらのほうは時間外手当、勤務手当の減額をお願いしております。いずれも実績によるものでございます。それから7節の賃金で3万7,000円の減額をお願いしております。臨時職員の賃金でございまして、これも実績によるものでございます。それから8節の報償費で6,000円の減額をお願いしております。ポスター掲示場設置等の謝礼で、これも実績によるものでございます。それから旅費につきまして3万6,000円の減額でございます。これは選管委員さんの費用弁償でございまして、これも実績によるものでございます。

それから、11節の需用費で16万8,000円の増額をお願いしております。内訳としまして消耗品で30万円の増額です。これは選挙の消耗品等でございます。食料費で4万9,000円の減額です。これは実績によるものです。それから印刷製本費でございますが、こちらのほうは封筒等でございますが、実績による減額で8万3,000円をお願いしております。それから役務費で15万5,000円の減額をお願いしております。こちらのほうは郵送料、切手代等でございます。それから委託料につきましては11万8,000円の減額でございます。こちらのほうは投票券を枚数を数える計数器の調整の委託料でございまして、こちらのほうも実績見込みでございます。

それから、14節の使用及び賃貸料で1万2,000円の減額をしております。こちらのほうは演説会施設使用料ということで8,000円の増額、実績でございます。それから投票所の借上料ということで2万円の減額でございます。

これも実績でございます。それから18節の備品購入費で、新たに50万円の増額をお願いしております。これは組み替えの中でお願ひするものでございまして、選挙用の備品として具体的には机と椅子の購入につきまして、机10個とですね、椅子86脚を予定しております。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 25ページでございます。2目各種統計調査費は26万6,000円の減額となります。1節報酬は29万3,000円の減で、当初積算時の誤り等によるものでございます。3節職員手当等は1万3,000円の減で、

職員の時間外がなかったことに伴い事業費に予算を組み替えるものでございます。7節賃金は11万6,000円の減で、これも同様に臨時職員の雇用がなかったことから、事業費に予算を組み替えるものでございます。

11節需用費は17万2,000円の増で、予算組み替えによる増額となります。

12節役務費は1万6,000円の減で、郵送料等の使用がなかったことから、事業費に予算組み替えるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 26ページ、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目の国民健康保険事務費で429万6,000円の減額をお願いしております。13節の委託料15万7,000円の減額は、当初予算で見込んでいました住民情報システム住基法対応作業が、住基システムの改修だけで済み、国保システムの個別では不要になったためでございます。28節の繰出金413万9,000円の減額は、国民健康保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては国民健康保険特別会計で説明させていただきます。

次に、3目後期高齢者医療事務費で140万8,000円の減額をお願いしています。28節繰出金の補正です。後期高齢者医療特別会計への繰出金で、詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計で説明させていただきます。

次に、4目国民年金事務費で31万5,000円の減額をお願いしています。13節委託料の減額で、これも当初予算で見込んでいました住民情報システム住基法改正対応作業が住基システムの改修だけで済み、年金システムの個別では不要になったためでございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 5目身体障害者福祉費で2,070万6,000円の追加補正をお願いしています。13節委託料29万4,000円の減額は障害者福祉システムの保守委託料で、住民基本台帳法改正に伴うシステムの作業内容が変更になったことによるものです。

20節扶助費2,100万円の追加は実績見込みによるもので、身体障害者更生医療給付費100万円と、介護給付費の2,000万円の追加をお願いしています。

身体障害者更生医療給付費は人工透析の治療を行う生活保護世帯の受給者が新たに増え、生活保護世帯については全額公負担をすることになるためです。また介護給付費については児童デイサービスや生活介護、就労継続支援事業の福祉サービスの受給料や新規利用者が増えたことが主な要因です。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 6目老人福祉費で484万8,000円の減額をお願いしています。11節需用費41万1,000円の減額は、敬老福祉大会開催経費の精算による減額でございます。12節役務費10万7,000円の減額は、本年度の老人福祉電話基本料金の支払い見込みによる減額、及び敬老福祉大会の案内状の返信分の郵送料の実績による減額でございます。13節委託料114万2,000円の減額は、介護予防地域支援事業委託料、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業委託料の実績見込みによる減額でございます。

19節負担金補助及び交付金6万円の増額は、単位老人クラブ事業補助のうち、県のモデル事業に1老人クラブが応募し、内示があったために増額するものでございます。20節扶助費430万1,000円の減額は、養護老人ホームへの措置費の実績見込みによる減額でございます。23節償還金利子及び割引料2,000円の増額は、過誤調整に伴う平成20年度の老人医療給付費負担金の返還金でございます。28節繰出金105万1,000円の増額は、介護保険特別会計への繰出金で、詳細につきましては介護保険特別会計で説明させていただきます。

次に、7目保健福祉センター費で5万9,000円の増額をお願いしております。11節需用費の補正です。電気料の支払い見込みによる増額と、中央公民館で新たに発生した漏水に伴う増額でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、人権啓発推進監。

○人権啓発推進監（中瀬 行久） 8目人権対策費は、8節報償費で13万円の減額をお願いするものです。福祉と人権のまちづくり講演会講師謝金の実績による減額でございます。10目人権センター費は71万9,000円の減額をお願い

いするものです。7節賃金は35万円の減額です。臨時職員賃金の出勤実績の見込みによる減額です。9節旅費は2万3,000円の減額をお願いします。予定していた隣保館職員研修会に出席できなかったことによる旅費の実績による減額です。11節需用費は10万9,000円の減額をお願いします。消耗品費におきまして、防災用備蓄毛布の購入において、役場本庁が契約した単価による金額で一括購入できたために、その実績による減額です。13節委託料は7万5,000円の減額でございます。清掃委託料の契約差金による実績の減額でございます。

次、28ページです。14節使用料及び賃借料は11万8,000円の減額をお願いするものです。複写機借上料8万3,000円の減、複写機を新規購入したことにより減額するものです。複写機使用料3万5,000円の減額は、1枚当たりの複写機の使用単価が安くなったことによる実績見込みの減額です。19節負担金補助及び交付金は4万4,000円の減額です。予定していた隣保館職員研修会への負担金の実績による減額でございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 続いて、福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 29ページをお願いします。1目児童福祉総務費で242万2,000円の減額補正をお願いしています。8節報償費195万円の減額は、放課後子どもプラン事業であります放課後子ども教室に該当する事業の減と、教室に携わっていただく安全管理人やコーディネーターの謝金の実績見込みによるものです。11節需用費50万円の減額は、放課後子ども教室の消耗品で、実績見込みによる減額をお願いするものです。23節償還金利子及び割引料の2万8,000円の追加は、過年度国県支出金等返還金で、平成23年度の子ども手当の額の確定により精算するものです。

2目児童保育費で22万8,000円の減額補正をお願いしております。13節委託料22万8,000円の減額は、電算委託料で保育所の電算システムについて、住民基本台帳法の改正に伴うシステムの作業内容の変更と、保育所入所にかかわる業務委託の内容が変更になったことによるものです。

○議長（北岡 泰） 30ページ、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 1目の保健衛生総務費で37万9,000円の減額補正をお願いしております。松阪地区の一次救急医療体制事業負担金、小児救急医療体制事業負担金及び伊勢市休日応急診療所の運営分担金の確定による補正でございます。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 2目環境衛生費では合わせて901万7,000円の減額をお願いしています。7節賃金では臨時職員の実績と必要額を見込み、11万6,000円の減額、8節報償費では再生資源集団回収奨励金1kg当たり5円を支払っておりますが、実績見込みにより20万円の減額、12節役務費では不法投棄された家電製品等再商品化手数料で、実績見込みによる15万円減額、13節委託料では旧美化センター水質検査等委託料で入札差金による13万2,000円の減額、飼い犬管理システム保守委託料で、住基法改正に伴うシステム変更の簡略化に伴いまして12万6,000円の減額、環境センター水質検査等委託料で、これも入札差金による37万7,000円の減額、19節負担金補助及び交付金では、伊勢広域環境組合負担金で工事の契約差金等各事業実績により466万1,000円の減額、28節繰出金では上水道事業繰出金で工事実績により325万5,000円の減額をお願いいたします。

続きまして、31ページの3目公害対策費でございます。13節の委託料の環境現況調査委託料で161万4,000円の減額をお願いしています。入札差金によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 4目の成人保健対策推進費で113万4,000円の減額補正をお願いしております。8節の報償費73万6,000円の減額は、臨時の看護師、栄養士の実績見込みによる減額でございます。12節役務費30万円の減額は、女性特有のガン検診クーポン券と、働く世代の大腸ガン検診クーポン券を同時に送付したことと、ガン検診や高齢者のインフルエンザの医療

機関への依頼表を医師会から送ってもらったり、多気郡3町で分担し送付したためでございます。

13節委託料7万9,000円の増額は、健康増進法、健康審査及び肝炎ウィルス検査受診者が見込みより少なかったことによる委託料で15万9,000円の減額と、当初予算で住民健診の受診券の発見業務の電算委託料の積算漏れによる23万8,000円の増額でございます。19節負担金補助及び交付金17万7,000円の減額は、肺炎球菌予防接種費用助成の実績見込みによる減額でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 5目母子衛生費で2,771万円の減額補正をお願いいたしております。7節賃金の300万円の減額は臨時職員賃金で、育児休業職員の代替えの臨時保健師を思うように確保できなかったことと、相談員が途中で辞められたことによるものです。8節報償費の50万円の減額は医師等の謝金で、療育授業の感覚統合訓練を受ける子どもの数が減少したため、療育授業を月2回から1回に変更したことによる心理療法士の差金の減と、助産師の授乳指導の謝金の減が主な要因です。

12節役務費10万円の減額は郵送料で、3歳児検診などの母子保健事業の郵送を幼稚園や保育所を通して通知したことや、対象者数が少なかったことが主な原因です。13節委託料2,411万円の減額をお願いしています。予防接種委託料2,400万円の減額は、当初接種率を80%から90%というふうに見込んでおりましたけれども、接種者が伸び悩み10月までの実績と、それ以降の実績見込みから減額するものです。

次のページ、32ページの母子保健事業の電算委託料の11万円の減額は、健康管理システムの住民基本台帳の改正に伴う健康管理システムの作業内容が変更になったことによるものです。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 6目下水処理費でございます。19節負担金補助及び交付金で179万1,000円、松阪地区の広域衛生組合の負担金でございます。

投入量等の確定によります負担金割合の減ということでございます。以上で
ございます。

○議長（北岡 泰） 33ページ、農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） 1目農業委員会費は8万5,000円の減額をお
願いしておりまして、8節報償費5万1,000円の減は、農地制度円滑借入事
業での農地利用状況調査実績による調査員への謝金の減であります。9節旅
費につきましても農地利用状況調査実績によります費用弁償で3万4,000円
の減であります。

2目農業総務費は72万5,000円の減額となります。7節臨時職員賃金は55
万7,000円の減額で、これは臨時作業員の中途退職及び欠勤によるものが主
なものであります。8節報償費は1万2,000円の減で、緑のまちづくり推進
委員会時の委員欠席に伴う減となります。13節委託料15万6,000円の減で、
松くい虫防除事業にかかる契約差金が生じたことと、被害木伐採作業を緊急
雇用作業員で対応したことによります減額であります。

3目農業振興費は176万4,000円の減額をお願いしております。7節賃金は
11万4,000円の減で、3月までの実績見込みであります。8節報償費は5万
4,000円の減で、これは農業振興地域整備促進協議会委員謝金で、当初3回
の開催を見ておりましたが、突発的な案件もなく、9月と3月2回開催によ
りますものと、農業再生協議会謝金におきまして1回分の減によるものであ
ります。19節負担金補助及び交付金は159万6,000円の減で、水田利活用受給
向上対策交付金は、集団転作にかかるものでありまして額確定により83万
9,000円の減、水田土地利用活性化支援助成は認定農業者が検討しておりま
した、麦の播種機購入を今年度では見合わせたことにより75万7,000円の減
額であります。

次に、34ページをご覧くださいまして、5目農地費は1,107万5,000円の追加
をお願いしております。12節役務費は56万2,000円の減で、排水機場の草刈
り等の業務を緊急雇用作業員で対応したことによるものです。13節委託料は

20万2,000円の減で、排水機場の保守点検委託業務にかかる契約差金によるものであります。

19節負担金補助及び交付金は1,183万9,000円の追加となります。土地改良事業団体連合会負担金は21万9,000円の減で、県営事業費の精算によるものであります。土地改良施設維持管理適正化事業負担金は19万5,000円の追加で、事務負担金の確定によるものであります。

県営かんがい排水事業負担金は1万9,000円の減額で、事業費の精算によるものであります。宮川用水維持管理適正化事業負担金は180万円の追加で、東野用水機改修と新茶屋跡地かんがいにかかる事業費の確定によるものです。県営湛水防除事業負担金は60万円の追加で、排水機場集中監視システム整備にかかる事業費の精算によるものであります。県営ため池等整備事業負担金は27万円の減で、櫛田川統合頭首工の工事費精算によるものであります。

県営経営体育成基盤整備事業有田地区負担金の22万1,000円の減は事業費の精算によるもの、次の県営経営体育成基盤整備事業斎宮地区負担金の298万2,000円の追加は、国の緊急経済対策による追加補正事業費5,000万円でありますが、に伴います当初で不足する分の追加であります。県営水環境整備事業負担金の105万円の追加は、同じく国緊急経済対策によります追加補正に伴う負担金の増によるものであります。土地改良区補助は548万2,000円の追加で、地域農業水利施設ストックマネジメント、平尾用水機場用地整備等にかかる事業費精算によるもので323万2,000円を明和土地改良区へ、国緊急経済対策で追加補正のありました農業体質強化基盤整備事業として行います大淀東区冠水地改修にかかる事業費の町負担分として225万円を、櫛田川、祓川沿岸土地改良区へ支出するものであります。基幹水利施設管理技術者育成対策負担金の45万9,000円は、排水機場の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、県が土地連合会に委託して行う業務にかかる負担金であります。

35ページをご覧くださいまして、2項水産業費、1目水産振興費は136万

5,000円の減額をお願いしております。19節負担金補助及び交付金の三重県水産基盤整備協会負担金は、漁港関係工事を実施している市町にかかる負担金で、今年度の事業費確定によるもので15万8,000円の減であります。水産振興対策事業補助は115万円の減で、事業費精算見込みによるものであります。漁業近代化資金利子補給は5万7,000円の減で、額確定によるものであります。

2目漁港費は2,825万5,000円の追加をお願いしております。13節委託料で24万9,000円の追加をお願いしており、下御糸漁港機能保全計画策定業務委託料は、112万2,000円の減で、下御糸漁港費用対効果分析業務及び詳細設計業務の契約差金によるものです。下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業の調査設計等業務委託料は137万1,000円の追加で、西護岸消波工にかかる国の追加補正がされたことによる調査設計業務にかかる追加分であります。15節工事請負費では2,800万6,000円の追加をお願いしており、内訳としましては、県単大淀漁港浚渫工事で事業費確定により82万3,000円の減、下御糸漁港地域水産物供給基盤整備工事では2,882万9,000円の追加で、国の追加補正による西護岸消波工の増嵩分であります。

次に、36ページをご覧くださいと思います。7款商工費、2目商工業振興費は4万6,000円の減額をお願いしております。8節報償費で産業活性化協議会委員謝金が会議の開催1回減となったことによるものであります。

○議長（北岡 泰） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化観光課長（西口 和良） 3目観光費で95万円の減額をお願いいたしております。11節需用費で施設等修繕料95万円の減でございます。これは老朽化による町内の安全標識の修繕を予定しておりましたけど、歴史的風致維持向上計画関係の事業の中で補助を受けることが可能となったため、今回は本年度の実施を見送るというものでございます。

○議長（北岡 泰） 37ページ、土地利用調整監。

○土地利用調整監（三上 光典） 8款土木費、1項土木管理費の2目地籍調査費のほうで178万3,000円の減額補正をお願いいたします。内容につきましては、8節報償費、地籍調査推進員の報酬実績見込みで20万円です。それから委託料、調査測量委託で入札差金に伴う120万5,000円の減額でございます。それから備品購入費で地籍調査用備品ということで、これも入札差金で37万8,000円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 38ページ、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 3目道路新設改良費で2億7,481万9,000円の増額をお願いをしております。この主なものは平成25年の1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策ということで、社会資本整備総合交付金事業において、丹川橋の付け替え工事、通学路整備工事、冠水対策工事、舗装修繕工事を補正を要望したことに伴うものでございます。

13節の委託料で2,335万4,000円、このうち社会資本整備総合交付金事業で積算業務等委託料で185万5,000円の増額、これは丹川橋の上部工事の積算に伴うものでございます。測量設計等業務委託料で2,299万9,000円をお願いをしております。これは舗装修繕にかかる交通量調査、道路正常調査、舗装設計ということでございます。狭あい道路整備促進事業におきましては2件の取り止めがございました。それに伴う150万円の減額でございます。

続きまして、15節工事請負費で2億5,780万4,000円の増額をお願いしております。これは社会資本整備総合交付金事業で2億6,960万4,000円の増額をお願いをしております。狭あい事業におきまして1,180万円の減額としております。これについても同じ2箇所を取り止めによるものでございます。

17節公有財産購入費でございます。土地購入費で50万円の減額は、24年度頭出しで予算計上しておりました。24年度はございませんでした。また狭あい道路整備事業につきましても、同じく取り止めになったことによりまして土地購入費がなくなりました。74万円の減額とさせていただきます。

19節負担金補助及び交付金でございます。これは水道施設布設替えの負担

金で、350万円の減額につきましては、上下水道課との精算による減額でございます。

で、22節の補償補填及び賠償金でございますが、これは電柱の移転補償でございます。24年度移転はございませんでした。それと狭あい道路整備事業につきましても電柱の移転がですね、なくなりました。91万円の減額でございます。

続けて、39ページのほうをお願いいたします。河川総務費で41万6,000円の減額をお願いしております。9節の旅費で河川陳情がございませんでしたので、6万円の減額とさせていただきました。それと負担金補助及び交付金のほうで35万6,000円の減額でございます。これは河川防災協会の負担金の1万6,000円の減額、これにつきましては社会資本整備協会と統合によりまして減額とさせていただきました。それと県への海岸清掃負担金につきましては、24年度はございませんでしたので、34万円の減額とさせていただきました。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（三上 光典） 40ページでございます。1目都市計画総務費で211万6,000円の減額補正をお願いいたしております。内訳につきましては、委託料で210万円、これは都市計画基礎調査ということでしたんですけども、調査内容が簡素化されまして自前でできましたので、210万円減額させていただくということでございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金につきましては、三重県基盤整備協会等のほうへ一括の支払いになりましたので、こちらのほうでは1万6,000円を減額させていただいております。以上です。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 2目公園費で114万9,000円の減額でございます。12節役務費で20万円の減額につきましては、立木剪定等労務費でシルバー人材センターでの精算によるものでございます。

で、13節委託料で94万 9,000円の減額は、植栽管理委託料、これ緑公園でございしますが、これもシルバー人材センターに委託したことによる75万円の減額と、公園施設保守点検業務委託料で他課との点検時期を合わせたことによりまして、委託料の減額ができましたので19万9,000円の減額でございます。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 3目下水道費の28節の繰出金でございます。

671万4,000円の減額でございます。内訳につきましては農業集落排水への繰出金、特別会計繰出金が616万5,000円、公共下水道事業の特別会計への繰出金が1,287万9,000円の減ということで、差し引きマイナスの671万4,000円ということでございます。

○議長（北岡 泰） 41ページ、まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 1目住宅管理費で8万5,000円の減額でございます。13節委託料で上御糸団地の植栽管理委託料で、これもシルバー人材センターに委託したことによる精算による減額でございます。

○議長（北岡 泰） 42ページ、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目常備消防費は648万円の減額で、松阪地区広域消防組合負担額の確定に伴うものでございます。

3目施設消防費は1,419万2,000円の増額となります。13節委託料は12万4,000円の減で、消火栓の設置工事に伴う精算によるものでございます。15節工事請負費は1,431万6,000円の増で、防火水槽修繕工事につきましては23万円の減額、それと防火水槽の新設工事につきまして1,154万6,000円の増額となっております。これにつきましては、今回の国の追加補正によりまして耐震性貯水槽2基についての工事をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 43ページ、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 43ページをお願いいたします。2目事務局費で25万6,000円の減額補正をお願いいたします。4節共済費で25万6,000円の減ですけれ

ども、これは臨時職員の労災保険料決算見込みにより精算するものです。

続きまして、44ページをお願いします。1目学校管理費で63万1,000円の減額補正をお願いします。12節役務費で33万円の減額は、児童等健康診断料を実績により精算するものです。13節委託料で14万8,000円の減は、健診等委託料を児童数の実績により精算するものでございます。19節負担金補助及び交付金で15万3,000円の減額は、日本スポーツ振興センター負担金を決算見込みにより精算するものでございます。

続きまして、2目教育振興費で34万1,000円の減額をお願いしております。14節使用料及び賃借料で34万1,000円の減は、教育用コンピューターの更新料を決算見込みにより更新するものです。小学校6校分でございます。

続きまして、45ページをお願いします。1目学校管理費で82万1,000円の減額補正をお願いしております。12節の役務費で25万5,000円の減額は、生徒等健康診断料を実績により精算するものでございます。

続きまして、13節委託料27万8,000円の減は、学校図書館業務委託料の契約差金を精算するものでございます。14節の使用料及び賃借料で22万5,000円の減は、ケーブルテレビの回線使用料を決算見込みにより精算するものでございます。19節負担金補助及び交付金で6万3,000円の減額は、日本スポーツ振興センター負担金を児童数の実績により精算するものでございます。

46ページをお願いします。1目幼稚園費で5万3,000円の減額補正をお願いしております。13節委託料で5万3,000円の減額は、健診等の委託料を実績により精算するものでございます。

47ページをお願いします。1目社会教育総務費で9万4,000円の減額補正をお願いしております。1節報酬で2万2,000円の減額は、社会教育委員報酬を実績により精算するものでございます。11節需用費で4万2,000円の減額は、成人式の印刷製本費でございますが、記念写真代を実績により精算させていただくものでございます。12節役務費で3万円の減は、学校支援地域本部事業にかかります障害保険料を決算見込みで精算をさせていただくもの

でございます。

2目社会教育費で43万4,000円の減額補正をお願いしております。8節報酬費で35万4,000円の減でございます。人権講演会講師謝金23万円と、人権ネットワーク委員の謝金12万4,000円でございますが、いずれも県のネットワーク構築事業委託という委託事業受託できましたので、それで事業が実施できましたので、町単予算を見込んでおりました、この町単分の予算を減額をさせていただくものでございます。続きまして11節需用費で8万円の減額でございます。これにつきましても消耗品でございますけれども、同じくこの県の委託事業で実施ができましたので、町単予算分を減額させていただくものでございます。

3目公民館費で20万円の減額補正をお願いしております。7節賃金で20万円の減額でございますが、これは管理人賃金を決算見込みで精算をするものでございます。

○議長（北岡 泰） 斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡文化庁観光課長（西口 和良） 4目文化財保護費で386万7,000円を減額をお願いいたします。内訳といたしまして、まず1目報酬で7万円の減額、これは文化財保護審議会委員報酬の実績見込みによる減でございます。

その次、7目賃金で12万2,000円の増額をお願いいたしております。これは緊急雇用創出事業で行う臨時職員の賃金でございます。内容につきましては文化財関係の書類のデータベース化1人、そして発掘調査で出た出土品の測量整理に1人、計2名を雇用するものでございまして、当事業で今年度中に雇用をすれば、来年度も計1年間の限度で国の全額補助を受けられるというものでございまして、今年度は各10日分を計上をいたしております。

続きまして、8節報償費で6万円の減額、内容につきましては文化財保護保存指導員謝金3万4,000円の減、坂本古墳群、次の48ページでございますが、指導謝金2万6,000円、それぞれ実績による減でございます。9節旅費1万9,000円の減額、これも指導員旅費、また坂本古墳群関係の指導員旅費

の実績による減でございます。

続きまして、11節需用費4万円の減額、内訳では1つは緊急雇用創出事業の消耗品費で1万円の増額、これは出土品整理に伴う消耗品費でございます。坂本古墳群の印刷製本品5万円につきましては、実績見込みにより減額をさせていただきます。

次の13節委託料140万円の減額、これにつきましては坂本古墳群整備事業で、基本設計の業務委託をいたしておりましたが、この測量図面等がですね、以前のものが活用できたということがわかりましたので、それに伴いまして設計料を安く抑えられたということによるものでございます。

28節繰出金240万円減額、斎宮跡保存事業特別会計繰出金、これにつきましては特別会計で詳しく説明をいたします。

○議長（北岡 泰） 49ページ、教育課長。

○教育課長（西田 一成） 2目体育施設費で91万6,000円の減額補正をお願いしております。15節工事請負費で39万1,000円の減額は、テニスコートの人工芝の補修工事の契約差金を精算するものでございます。18節備品購入費で52万5,000円の減額です。これは施設用備品で可動式バスケットボール一対を購入しましたが、この契約差金を精算させていただきます。

○議長（北岡 泰） 50ページ、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 50ページ、11款の公債費でございます。1目の元金で20万9,000円の増額でございます。23節償還金利子及び割引料20万9,000円の内訳でございますが、総務債で31万9,000円、消防債で11万円の減額でございます。いずれも事業の確定見込みによるものでございます。

それから、2目の利子で30万9,000円の減額をお願いしております。23節償還金利子及び割引料の30万9,000円の内訳でございますが、総務債で9万1,000円の増額、農林水産業債で1万1,000円の減額、土木債で35万8,000円の減額、消防債で3万5,000円の減額、その他で4,000円の増額でございます。いずれも事業の確定見込みによるものでございます。

続きまして、51ページに移らせていただきます。13款諸支出金で、1目退職手当基金費で38万2,000円でございます。こちらのほうは松阪地区広域消防組合職員の退職手当積立金のほうへですね、利息相当分を積み立てるものでございます。

それから、2目の教育福祉施設基金費で5,188万7,000円の増額をお願いしております。こちらのほうは毎年度将来のために5,000万円ずつ積み立てておるものでございまして、利息分を含めまして、今回教育福祉施設建設基金積立金として積み立てるものでございます。

3節の一般財政調整基金で5,354万8,000円の増額でございます。年度間の財政の不均衡や財源不足に備えまして計画的に積み立てているものでございます。

それから、4節の減債基金費で79万5,000円の増でございます。地方債の償還に備えて減債基金積立金として利息相当分を積み立てるものでございます。

それから、5目の地域づくり基金費で9万9,000円の増額です。こちらのほうも利息相当分を積み立てるものでございます。ふるさとづくり基金費の112万円の増額、こちらも利息相当分を積み立てるものでございます。

7目のボランティア基金費3万2,000円、こちらのほうも基金相当分を積み立てるものでございます。

それから、8目の緑化基金費で2,225万3,000円をお願いしております。こちらのほうは国営宮川用水第2期工事斎宮調整池の環境保全林の引き渡しにつきまして、国のほうから維持管理費用として交付を受けました2,217万2,000円と合わせまして基金利息を含めまして、緑化基金費として積み立てるものでございます。

ページめくっていただきまして、9目のふるさと・水と土保全対策基金費で3万2,000円でございます。こちらのほうも利息相当分を積み立てるものでございます。

10目の公共施設等基金費で18万 3,000円の増額です。こちらのほうは25節の積立金の内訳ですが、公共施設等基金積立金で6万4,000円、交通安全対策基金積立金で11万9,000円、いずれも基金相当分を積み立てるものがございます。

それから、12目の文化スポーツ振興金63万円でございますが、こちらの文化スポーツ振興基金積立金に事業精算分も含めまして、基金利息相当分を積み立てるものがございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

（午前 11時 55分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、4ページ、歳入をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。1目利子割交付金で200万円の減額です。確定見込みでございます。

続きまして、5ページの地方交付税で9,425万3,000円の増額でございます。

確定見込みでございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 1目民生費国庫負担金で1,858万6,000円の減額です。1節児童保育費国庫負担金で776万3,000円の減額です。明和ゆたか保育園の運営費国庫負担金で実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2節の国民健康保険基盤安定国庫負担金保険者支援分で42万3,000円の減額をお願いしております。国庫負担金の確定に伴う減額でございます。補助率は2分の1であります。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 3節障害者自立支援給付費負担金で1,000万円の追加補正です。これは福祉サービス費のうち介護給付費に対する国庫負担金で実績見込みによるものです。4節更生医療費負担金で50万円の追加補正です。これは透析など身体障害者更生医療給付金に対する国庫負担金で、実績見込みによるものです。5節子ども手当国庫負担金2,090万円の減額補正です。実績見込みによるものです。

次のページの7ページです。1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金で307万6,000円の減額補正です。次世代育成支援対策交付金の決定通知を受けたことにより減額するものです。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 2目の衛生費国庫補助金、合併浄化槽の設置補助でございます。68万4,000円の減額でございます。補助金の金額の確定によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 3目土木費国庫補助金は1億2,835万6,000円の増額となります。1節の住宅費国庫補助金は330万3,000円の減で、木造住宅耐震診断補助11万3,000円の減、耐震補強計画補助40万円の減、木造住宅

耐震補強工事補助は209万円の減、それぞれ実績に伴う減額となります。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 3目の土木費国庫補助金で、1節住宅費国庫補助金、公営住宅整備事業費補助70万円の減額です。これは23年から27年の5年間の家賃低廉化事業の精算見込みによるものでございます。

続きまして、2節土木費国庫補助金で社会資本総合整備交付金事業で1億3,970万円の増額です。事業費の55%の補助でございます。同じく狭あい道路整備等促進事業補助で804万1,000円の減額でございます。50%の補助でございます。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 5目消防費国庫補助金は523万6,000円の増となります。1節消防費国庫補助金は523万6,000円の増で、これは防火水槽新設工事にかかる補助で、補助率2分の1となります。

○議長（北岡 泰） 8ページ、長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 1節の国民健康保険基盤安定負担金保険税軽減分で100万3,000円の減額をお願いしています。県負担金の確定に伴う減額でございます。補助率は4分の3であります。

2節の国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分で21万2,000円の減額をお願いしております。県負担金の確定に伴う減額で、補助率は4分の1であります。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 3節児童保育費負担金388万1,000円の減額補正です。これは明和ゆたか保育園の運営費県負担金で、実績見込みによるものです。4節障害者自立支援給付費負担金で525万円の追加補正です。これは福祉サービスのうち介護給付費と身体障害者更生医療給付金に対する県負担金で、実績見込みによるものです。6節子ども手当県負担金で837万3,000円の追加補正です。実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 9 ページ、防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1 目総務費補助金は55万7,000円の増額となります。1 節総務費補助金、地域減災力強化推進補助として、今年度購入いたしました災害用備蓄品資機材の中の避難所で利用する間仕切り285万円分につきまして、補助対象となったため、その2分の1の補助142万8,000円について増額いたします。

○議長（北岡 泰） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 2 節地域振興費補助金は87万1,000円の減額、内訳は三重県バス運行対策費補助で83万5,000円、町民バスの運行経費に対する補助金で、額の確定による減額でございます。

消費者行政活性化基金事業補助では3万6,000円の減額、事業実績による補助金の確定でございます。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 2 目民生費補助金で873万9,000円の減額補正です。1 節社会福祉補助金で846万7,000円の減額補正です。放課後児童対策事業補助で78万円の減額です。これは実績見込みによるものです。妊婦検診健康臨時特例交付金で、妊婦検診の6回目から10回目までに交付するもので123万5,000円の増額で、実績見込みによるものです。子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金で892万2,000円の減額補正です。これは接種者の実績見込みによるものです。

2 節児童福祉費補助金で27万2,000円の減額補正です。これは低年齢児保育事業補助で、県との協議額に合わせて計上してあります。延長、一次預かり、休日保育のいくずれかを実施している保育所の0、1歳児が対象です。補助率は公立が基準額の3分の1、私立が2分の1となっています。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 3 目の衛生費の補助金でございます。合併浄化槽の設置の県補助金で227万7,000円の減額でございます。これにつきまして

は、3分の1の補助が24年度から県が6分の1ということになったことによる減額でございます。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） 4目労働費補助金は56万9,000円の減で、緊急雇用創出事業で斎宮跡文化観光課が行う史跡関係デジタル化と、発掘調査遺物整理作業にかかるもので17万円の追加、農水商工課の保安林と環境美化整備にかかる73万9,000円の減によるものであります。

5目農林水産業費補助金は2,073万1,000円を追加するもので、1節農業費補助金は26万9,000円の減で、戸別所得補償制度推進事業補助14万6,000円の減は、交付決定の減額に伴うものであります。松くい虫防除特別対策事業補助3万8,000円の減、農地制度円滑化事業費補助の8万5,000円の減は、いずれも事業費精算によるものであります。2節水産業費補助金2,100万円の追加で、下御糸漁港西護岸消波工にかかる国の追加補正によるものでありまして、補助率70%であります。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 6目土木費補助金は598万4,000円の減で、木造住宅耐震診断補助5万7,000円の減、木造住宅耐震補強工事補助400万円の減、耐震補強計画補助20万円の減、木造住宅耐震簡易補強工事補助15万円の減、それぞれ実績に伴う減額となります。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（三上 光典） 同じく土木費補助金で、地籍調査補助157万7,000円の減額です。これは請負差金等による事業費の減に伴うものです。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 7目教育費補助金、2節社会教育費補助金で83万1,000円の減額補正です。これは放課後子どもプラン事業補助で、放課後子ども教室の実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 1目総務費委託金は42万5,000円の増となります。3節統計調査費委託金は25万8,000円の減で、精算に伴うものでございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 4節選挙費委託金は68万3,000円の増額で、衆議院選挙委託費の事業精算によるものでございます。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 2目後期高齢者医療特別会計繰入金で315万8,000円の増額をお願いしております。前年度の後期高齢者医療特別会計への事務費及び療養給付費負担金の精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

○議長（北岡 泰） 13ページ、総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 1目財政調整基金繰入金は3,100万円の減額補正で、当初予算で計上した分が必要としなくなったため減額するものでございます。

3目退職手当基金繰入金は144万円の増額補正で、松阪広域消防組合の退職金の確定に伴う精算のための増額です。

4目地域づくり基金繰入金は9万6,000円の減額補正で、上御糸地区地域づくり事業の実績に伴う精算のための減額です。

6目緑化基金繰入金は1万2,000円の減額補正で、事業費の確定に伴う精算のための減額でございます。

7目文化スポーツ振興基金繰入金は52万5,000円の減額で、事業費の確定に伴う精算のための減額でございます。

8目交通安全対策繰入金は10万円の減額で、事業の確定に伴う精算のための減額でございます。

続きまして、14ページでございます。1目繰越金は4,206万8,000円の増額補正で、23年度からの繰越金を見込んでおります。

○議長（北岡 泰） 福祉子育て課長。

○福祉子育て課長（下村 由美子） 2目雑入、1節雑入で1,953万8,000円の追加補正をお願いします。防音関連事業維持費補助金、保育所で1万円の追加補正は実績見込みによるものです。放課後子ども教室自己負担金30万円の減額補正は、実績見込みによるものです。

○議長（北岡 泰） 農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） 3行目の土地改良区負担金92万3,000円は、新農業水利システム勝見用水機整備にかかる宮川用土地改良区並びに明和土地改良区それぞれの負担分であります。

4行目、斎宮調整池掘削土地利用地の損失補償金1,217万2,000円は、環境保全林としての植栽部分下草刈りと沈砂池堆積土砂撤去にかかる補償費であります。

○議長（北岡 泰） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 介護予防サービス計画作成料で136万7,000円の減額をお願いしております。要支援者に対する介護予防プランの作成料で、実績見込みによる減額です。

各種検診等自己負担金で190万円の減額をお願いしております。当初予算における乳ガン検診の積算誤りと、特定健診と同時に実施した場合の自己負担金は委託業者に入ること、及び実績見込みによる減額でございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 16ページです。1目総務債は300万円の減額で、第2節防災行政無線整備事業債の地域衛星通信ネットワーク整備事業の確定によるものでございます。

2目農林水産業債は1,220万円の増額で、内訳は第1節の農業施設債で320万円の増額で、県営経営体育成基盤整備事業の確定に伴う精算、第2節の水産施設整備事業債で900万円の増額は、漁港整備事業の事業費確定に伴う精算でございます。

3目土木費は1億380万円の増額で、第1節道路整備債で社会資本整備総合交付金事業の事業量増加に伴い1億1,110万円の増額、狭あい道路整備事業等促進事業の事業実績に伴います730万円の減額を計上しております。

5目消防債は510万円の増額で、第1節の消防施設整備事業債は、防災対策事業にかかる事業量の増加に伴うものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、178 ページ、第2表繰越明許費をお願いします。

農水商工課長。

○農水商工課長（石田 茂樹） 議案書の178 ページでございます。

第2表繰越明許費でございます。農林水産業費の1項農業費で、土地改良区補助団体営農業体質強化基盤整備促進事業としまして225万円の明許繰越をお願いしております。これは国の緊急経済対策によります追加補正によりまして、大淀東区冠水地改修にかかるものでありまして、事業主体である櫛田川・祓川沿岸土地改良区への補助として3月補正でお願いしておりますが、年度内完成が困難なため繰越をお願いするものであります。

2つ目の水産業費、下御糸漁港地域水産物供給基盤整備事業の3,020万円は、これも同じく国の緊急経済対策によりまして補正がなされました。下御糸漁港西護岸の消波工にかかるものでありまして、同じく年度内完成が困難なため繰越をお願いするものであります。

3つ目の下御糸漁港水産物供給基盤機能保全事業1億2,500万1,000円は、昨年12月に国採択を受け、すでに12月補正予算でお認めをいただいておりますが、国の交付決定が1月末となったこと、契約額から議決をいただかなければならない案件でありますことから、年度内での完成が困難となったため繰越明許をお願いするものであります。

○議長（北岡 泰） まち整備課長。

○まち整備課長（沼田 昌久） 8款土木費、2項道路橋梁費でお願いをしております社会資本整備総合交付金事業で12月補正、そして3月補正で予算化

したもので、年度内に執行できないことから繰越明許をお願いをいたします。

社会資本整備総合交付金事業で4億1,211万5,000円を、坂本前野線常道整備工事、丹川橋架け替え工事、通学路整備工事、冠水対策工事、舗装修繕工事で明許繰越をお願いをするものです。

○議長（北岡 泰） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 9款消防費、1項消防費、防火水槽新設工事で1,454万6,000円の繰越明許をお願いしております。防火水槽新設工事は3月補正でお願いしておりますが、年度内での執行が困難なため繰越明許をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案書の一般会計補正予算、179ページ、第3表地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 地方債補正は起債の限度額の変更でございます。

起債の目的につきましては、地域衛星通信ネットワーク整備事業で、補正前620万円を補正後320万円に減額です。県営経営体育成基盤整備事業は1,510万円を補正後1,830万円に増額です。漁港整備事業は6,270万円を補正後7,170万円に増額です。社会資本整備総合交付金事業は1億8,490万円を補正後2億9,600万円に増額です。狭あい道路整備等促進事業は1,260万円を補正後530万円に減額です。防災対策事業は280万円を補正後790万円に増額です。

起債の利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。以上です。

◎議案第23号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第23号の説明を、歳入歳出全般で願

いします。

齋宮跡文化観光課長。

○齋宮跡文化観光課長（西口 和良） 失礼します。

それでは、齋宮跡保存事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。補正予算書、齋の6ページをご覧ください。

1款総務費、2目保護保存費で210万円の減額をお願いいたしております。減額の主な内容につきましては、歴史的風致維持向上計画で予定しております、観光協会事務所エリアの再整備に伴い行いました発掘調査の経費の精算によるものでございます。

まず、4節共済費は2万5,000円の減額、発掘作業員の労働保険でございます。7節賃金94万円の減額でございます。まず緊急発掘調査事業発掘作業員賃金、これは齋宮小学校東側で行われております発掘調査の予算の組み替えをお願いしております14万円の減額でございます。それから歴史的風致維持向上計画の発掘作業員賃金80万円につきましては、精算による減額でございます。

続きまして、8節報償費12万6,000円の減額をお願いいたします。歴まち関係の事業で策定委員等の謝金を減額いたしております。策定が順調に進みましたので、委員会会議数が少なくなったということでございます。

9節旅費は1万6,000円の減額、これも策定委員の普通旅費の減額でございます。続きまして13節委託料129万3,000円の減額でございます。1つは土地公有化事業で用地測量業務委託料、これは実績に伴いまして減額でございます。110万円の減額でございます。次に緊急発掘調査事業、これも齋宮小学校の組み替え関係で、樹木伐採処分委託料で16万円の減額をお願いいたします。その下が歴史的風致維持向上計画の測量基準点設置等の委託で3万3,000円の減額、精算によるものでございます。

14節使用料及び賃借料30万円の増額、これは先ほどの齋宮小学校の賃金、委託料からの組み替え分でございます。重機の借上料でございます。

続きまして、齋の7ページをご覧ください。2款公債費、2目利子で30万円の減額、これにつきましては一時借入金利子の減額でございまして、土地買い上げの支払いで一時借入の必要がなくなったことによる減額でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。齋の3をご覧ください。

2款県支出金、1目史跡等整備費補助金で1,000円の減額、これは県の先行取得償還の補助の確定に伴う精算でございます。

続きまして、齋の4ページ、3款繰入金の1目一般会計繰入金で240万円の減額、歳出の減額補正に伴いまして行う処置でございます。

続きまして、齋の5ページ、5款諸収入の1雑入で1,000円の追加、これにつきましては精算に伴います追加でございます。以上でございます。

◎議案第24号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第24号の説明を、歳入歳出全般でお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

国の14ページをご覧ください。1目の一般被保険者療養給付費は財源振替でございます。

次に、国の15ページをご覧ください。1目一般被保険者高額療養費は150万1,000円の増額となります。支払い見込みにより増額するものでございます。

次に、国16ページです。1目出産育児一時金は210万円の減額です。支払い見込みにより減額するものでございます。

次に、国の17ページです。1目葬祭費は80万円の減額です。これも支払い見込みにより減額するものでございます。

次に、国18ページをご覧ください。1目高額医療費拠出金は1,040万1,000円の減額となります。高額医療費拠出金で拠出額の確定により減額するものです。2目保険財政共同安定化事業拠出金は2,623万1,000円の減額となります。拠出金の確定により減額するものでございます。

次に、国19ページをご覧ください。1目の特定健康診査等事業費は400万円の減額となります。13節の特定健診委託料で実績見込みによる減額でございます。

次に、国20ページをご覧ください。1目一般管理費で50万1,000円の増額となります。12節役務費6万8,000円の増額は、70歳以上の医療費負担割合が4月から2割になる予定でしたが、引き続き1割、1年間1割となったため、新たに高齢受給者証を送付するための郵送料です。13節委託料43万3,000円の増額は、高齢受給者証の作成委託料でございます。

次に歳入ですが、戻っていただきまして、国の3ページをご覧ください。

1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で2,273万5,000円の減額でございます。1節医療給付費分現年課税分で2,128万2,000円の減額、2節介護納付金分減税課税分で141万2,000円の減額、3節後期高齢者支援金分現年課税分で451万2,000円の減額、4節医療給付費分滞納繰越分で99万1,000円の増額、5節介護納付金分滞納繰越分で74万7,000円の増額、6節後期高齢者支援金分滞納繰越分で273万3,000円の増額です。いずれも徴収見込みによる変更でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税で535万2,000円の増額でございます。

1節医療費給付費分現年課税分で272万5,000円の増額、2節介護納付金分現年課税分で98万4,000円の増額、3節後期高齢者支援金分現年課税分で150万5,000円の増額、4節医療給付費分滞納繰越分で9万6,000円の減額、4ページの5節介護納付金分滞納繰越分で8万2,000円の増額、6節後期高齢者支

援金分滞納繰越分で15万2,000円の増額です。いずれも徴収見込みによる変更でございます。

次に、国5ページです。1項国庫補助金、1目療養給付費等負担金で1,727万5,000円の減額です。負担金の交付見込額によるものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金で260万円の減額です。これは高額医療費拠出金の4分の1で、負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

3目特定健康診査等負担金で46万8,000円の減額です。補助基準額の3分の1で負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、国6ページをお願いします。2項の国庫補助金、1目財政調整交付金は49万9,000円の増額となります。2節の特別調整交付金の増額で交付決定見込みにより増額をお願いするものでございます。

次に、国7ページをお願いします。1項の県負担金、1目高額療養費共同負担金で260万円の減額です。これは高額医療費拠出金の4分の1で、負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

2目特定健診等負担金で46万8,000円の減額です。これも補助金基準額の3分の1で負担金の交付決定により減額をお願いするものでございます。

次に、国8ページをお願いします。2項の県交付金、1目民生費交付金は2,234万9,000円の減額です。1節の地域普通調整交付金で交付決定見込みによるものでございます。

次に、国9ページをお願いします。1項の共同事業交付金、1目高額療養費共同事業交付金は1,395万7,000円の減額でございます。交付決定見込みによるものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は1,812万7,000円の減額でございます。これも交付決定見込みによるものでございます。

次に、国10ページをお願いします。1項の他会計繰入金、1目の一般会計繰入金は413万9,000円の減額となります。1節保険基盤安定繰入金保険税軽

減分は133万8,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は84万5,000円の減額、3節出産育児一時金等繰入金は140万円の減額、4節財政安定化支援事業繰入金は55万6,000円の減額で、いずれも繰入金の確定によるものでございます。

次に、国11ページをお願いします。1項繰越金、1目繰越金は5,213万7,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

次に、国12ページをお願いします。1項の延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金は370万円の増額でございます。これも収入見込みによるものでございます。

次に、国13ページをお願いします。3項の雑入、1目一般被保険者第三者納付金は150万円の増額でございます。交通事故等による第三者納付金の収入見込みによるものでございます。以上でございます。

◎議案第25号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第25号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の189 ページ、第2表地方債補正、合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） まず、歳出からご説明をさせていただきます。農の13ページをご覧ください。

1目農業集落排水の総務費でございます。これは一般会計の繰入金と使用料手数料の財源振替でございます。補正額はございません。

2目の維持管理費でございます。13節の委託料、これは下御糸北処理場の保守点検とか中継ポンプの管理業務を委託しております。その精算による減額で129万7,000円でございます。

3目施設建設事業費でございます。22節の補償等でございます。上水道の

補償費で271万8,000円の減額でございます。精算によるものでございます。続きまして、農のページ13、2目利子でございます。償還金利子及び割引料でございます。下水道債の利子で72万8,000円の減額でございます。

続きまして、農の15、1目農業集落排水整備事業の支援事業基金費ということで、25節の積立金670万7,000円の減額でございます。これにつきましては、内容は23年度から24年度に処理場をやっておりますが、継続費でお認めいただいた分に関して県から補助をいただいております分の基金でございます。

続きまして歳入のほうでございます。農の3ページをご覧ください。農業集落排水の分担金でございます。239万9,000円の増額でございます。内訳につきましては農集の加入金が39万9,000円、それから過年度の分担金の徴収した分が200万円でございます。

続きまして、農の4ページでございます。農集の排水使用料でございます。過年度の排水使用料ということで5万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、農の5ページ、農業集落排水の手数料、工事の審査及び完成検査手数料ということで4,000円の増額でございます。

続きまして、農の6ページ、農業集落排水の国庫補助金ということで、管路の整備建設事業費の補助の国庫補助の精算でございます。988万5,000円の減ということになっております。

続きまして、農の7、農業集落排水の県補助金でございます。709万8,000円の減額ということで、これは事業費の確定によるものでございます。

続きまして、農の8ページ、利子及び配当金、基金利子が39万1,000円の増額でございます。

続きまして、農の9ページ、繰入金でございます。一般会計からの繰入金精算によりまして616万5,000円の増額ということでございます。

続きまして、農の10、繰越金でございます。前年度の繰越金2,206万6,000円の増額でございます。

それから、農の11、諸収入、消費税の還付金ということで974万9,000円の増額でございます。

続きまして、農の12、農業集落排水事業債3,530万円の減額でございます。これも事業費の確定によるものでございます。以上でございます。

◎議案第26号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第26号の説明を、歳入歳出全般並びに議案書の193 ページ、第2表地方債補正、合わせてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） 公の9 ページでございます。

3の歳出から、1目の公共下水道総務費でございます。19節負担金補助及び交付金で1,394万8,000円の減額でございます。宮川流域下水道の事業費の確定によります減額でございます。

27の公課費でございます。これは22万2,000円の減額でございます。消費税の納付金の精算によるものでございます。

次、2目の管路建設事業費でございます。13委託料 1,153万1,000円の減額でございます。これにつきましては、測量設計等の委託料でございますが、明和浄化センターの増設並びに機器の長寿命化の設計を委託をしました。これは全部下水道事業団のほうへ委託をしまして、そこで入札をしていただいております。内容が非常に低入札になったということで差金が生じてまいりました。もう1点でございますが、町の公共下水道の総合地震対策計画ということで、液状化等の調査をする予定でございましたが、25年度に県が地域防災計画の見直しをされるということで、被害想定が明確になった時点で、この調査もしていきたいということで、24年度の委託を見直したということで金額が 1,153万 1,000円の減額になったというのが内容でございます。

次、3目の維持管理費でございます。13の委託料維持管理費でございます。これにつきましては施設の保守点検委託ということで1,182万円の減額でございます。これは内容につきましては明和浄化センターの脱水汚泥等の委託でございます。

続きまして、公の10でございます。1目元金でございます。これも財源振替でございます。2目の利子、23節の償還金利子及び割引料ということで、下水道債35万7,000円の減額でございます。

続きまして、歳入のほうへお願いいたします。公の3でございます。下水道事業費の分担金、加入金でございます。280万円の増額でございます。

続きまして、公の4でございます。公共下水道の手数料ということで、工事審査及び完成手数料ということで4万円の増額でございます。

公の5でございます。公共下水道の使用料、過年度の公共下水道の使用料39万9,000円の増額でございます。

次に、公の6でございます。公共下水道事業の国庫補助金ということで、社会資本整備の交付金事業の確定による精算でございます。360万円の減でございます。

続きまして、公の7、繰入金でございます。一般関係からの繰入金、事業確定によりまして1,287万9,000円の減ということになっております。

続きまして、公の8、公共下水道事業債、これも事業確定によりまして1,400万円の減ということでございます。以上でございます。

◎議案第27号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第27号の説明を、歳入歳出全般でお願いいたします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成24年度の介護保険特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明させていただきます。

介12ページをご覧ください。2項の徴収費、1目賦課徴収費は10万円の減額でございます。12節役務費の郵送料で実績見込みにより減額するものでございます。

次に、介13ページです。3項の介護認定審査費、1目の介護認定審査会費は11万円の減額となります。13節委託料で介護認定審査事務は松阪市に委託しておりますが、職員の人事異動による人件費の減等により減額するものでございます。2目の認定調査費は105万2,000円の減額でございます。12節役務費は80万2,000円の減額で、郵送料10万2,000円、主事医意見書見込み料で70万円の減額です。13節委託料は25万円の減額で認定調査の委託料でございます。いずれも実績見込みによる減額でございます。

次に、介14ページをご覧ください。1項の介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費は1,300万円の増額となります。9目居宅介護サービス計画給付費は100万円の増額となります。いずれも12月までの実績と、今後の3カ月分を見込んで増額をお願いするものでございます。

次に、介15ページをご覧ください。2項の介護予防サービス等諸費、3目の地域密着型介護予防サービス給付費は40万円の増額です。これも実績見込みによるものでございます。

次に、介16ページをお願いします。3項その他諸費、1目審査支払手数料は2万円の増額です。これも実績見込みによるものでございます。

次に、介17ページでございます。4項の高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費で200万円の増額です。これも実績見込みによるものでございます。

次に、介18ページをお願いします。1項介護予防事業費、1目介護予防2次予防事業費で114万円の減額となります。1節需用費の通所介護予防事業

の食料費で7万円の減額、12節役務費の生活機能強化事業の郵送料と手数料で27万円の減額、13節委託料で生活機能評価事業の委託料で80万円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。

次に、介19ページをご覧ください。2項の包括的支援事業任意事業、5目の任意事業は23万8,000円の減額でございます。12節役務費5万円の減額は、郵送料の実績見込みによるものでございます。13節委託料18万8,000円の減額は、地域自立生活支援事業の配食サービスの実績見込みによる減額でございます。

次に、介20ページをご覧ください。3項基金費、1目介護保険介護給付費準備基金費で19万1,000円の増額でございます。介護給付費準備基金の利息を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして、介の3ページをご覧ください。1項の介護保険料、1目第1号被保険者保険料で455万5,000円の増額でございます。これも徴収見込みによるものでございます。1節現年度分特別徴収保険料は118万6,000円の減、2節現年度分普通徴収保険料は574万1,000円の増でございます。

次に、介4ページをお願いします。1目の介護給付費国庫負担金で102万8,000円の増額をお願いします。これは国庫負担金の交付決定により増額をお願いするものでございます。

次に、介5ページです。1目調整交付金は572万円の増額でございます。介護給付費の5.63%で、補助金の交付決定により増額をお願いするものでございます。

次に、介6ページをご覧ください。1目の介護給付費交付金は359万2,000円の減額、2目地域支援事業交付金は54万9,000円の増額でございます。いずれも補助対象額の29%で、交付金の交付決定によるものでございます。

次に、介7ページをご覧ください。1目の利子及び配当金は18万9,000円の増額でございます。介護給付費準備基金の利息でございます。

次に、介8ページをお願いします。1目の介護給付費繰入金で250万3,000円の増額でございます。介護給付費の12.5%でございます。2目の地域支援事業繰入金介護予防事業で14万3,000円の減額でございます。介護予防給付費の12.5%です。3目地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業で4万7,000円の減額でございます。包括的支援事業任意事業で事業費の20%です。4目事務費繰入金で126万2,000円の減額でございます。歳出の事務費の減額による減額でございます。

次に、介9ページをご覧ください。2目の介護給付費準備基金繰入金は2,000万円の減額でございます。前年度の繰越金が多かったために基金からの繰り入れを0にしました。

次に、介10ページをご覧ください。繰越金は2,345万6,000円の増額でございます。前年度の繰越金です。

次に、介11ページをご覧ください。3項雑入の2目の第三者納付金は101万4,000円の増額です。交通事故により介護給付を受けた方の納付金で、実績見込みによるものでございます。以上でございます。

◎議案第28号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第28号の説明を、歳入歳出全般でお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 平成24年度の後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を行います。

歳出から説明をさせていただきます。

後の6ページをご覧ください。1目の徴収費は19万6,000円の減額で、郵送料の実績見込みによる減額でございます。

次に、後の 7 ページです。1 目の後期高齢者広域連合納付金は121万2,000 円の減額でございます。共通経費負担金は11万9,000円の減額、一般管理事務費負担金は100万円の減額、健康診査事業費負担金は1万4,000円の減額、健康診査事業事務費負担金が7万9,000円の減額で、いずれも平成24年度負担金の確定によるものでございます。

次に、後 8 ページをご覧ください。1 目繰出金で315万8,000円の増額でございます。一般会計への繰出金で、前年度の事務費繰入金の精算分が34万7,000円、療養給付費負担金の精算分が281万1,000円でございます。

次に、歳入ですが、戻っていただきまして後の 3 ページをお願いいたします。

1 目の事務費繰入金は140万8,000円の減額です。歳出の総務費及び広域連合納付金の減額によるものでございます。

次に、後 4 ページをご覧ください。1 目繰越金は34万7,000円の増額です。前年度の繰越金でございます。

次に、後 5 ページをご覧ください。1 目雑入は281万1,000円の増額でございます。前年度の広域連合への療養給付費負担金の精算による返還金でございます。以上でございます。

◎議案第29号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第29号の説明を、収入支出全般でお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（潮谷 剛） それでは、平成24年度の水道事業会計の補正予算の説明をさせていただきます。

まず、収益的支出から説明をします。

予算書、企の2、議案書ページ200 ページの第3条をご覧ください。

1項営業費用で308万4,000円の減額でございます。1目原水及び浄水費、16節委託料で60万円の減額でございます。主な内訳につきましては、町内4箇所の水源地の電気保安料の委託、警備保障等の精算見込みによるものでございます。

次、20節工事請負費で36万円の減額でございます。南部及び北部第2水源地の配水ポンプの取替え工事の入札差金によるものでございます。

26節受水費で200万円の減額でございます。南勢水道からの受けております水道料の精算見込みによるものでございます。

次に、3目受託工事費、20節工事請負費で12万4,000円の減額、消火栓の設置の受託工事を受けておりますが、その精算によるものでございます。

次に、第2項営業外費用、31節企業債償還利息で154万6,000円の減額でございます。

次に、予算書、企の1をご覧ください。収益的収入でございます。第1項営業収益で12万4,000円の減額でございます。1目受託工事収益ということで、1節受託工事収益で12万4,000円の減額。

2項営業外収益で1,000万円の増額でございます。

続きまして3目消費税還付金、消費税還付金は1,000万円の増額でございます。

次に、予算書、企の4、議案書 201ページの第4条をご覧ください。

資本的支出でございます。1項建設改良費で3,281万円の減額でございます。1目建設改良費で3,137万円の減額、内訳につきましては16節委託料で835万5,000円の減額でございます。北部第2水源地の耐震性の配水池を設置いたしました設計業務等の精算によるものでございます。

次、20節、工事請負契約費で2,301万5,000円の減額でございます。これは道路改良工事、農集工事、水源地の配水タンクの場合内配管等の工事費の精算によるものでございます。

2目固定資産購入費で144万円の減額でございます。内訳につきましては、33節量水器の購入費で100万円の減額、34節施設用地購入費で44万円の減額でございます。この施設用地の購入につきましては、北部第2水源地の配水タンクの敷地を購入したものの精算によるものでございます。

次に、予算書、企の3をご覧ください。資本的収入でございます。第1項、第1目企業債、第1節企業債で1,480万円の減額でございます。これは上水道事業の事業債でございます。南部水源地の場内配管、それから緊急遮断弁、北部第2水源地の耐震性タンク等の設計委託工事の精算によるものでございます。

第3項出資金でございます。水道事業出資金で水道事業325万5,000円の減額でございます。これは工事費が減になったことによるものが主な要因でございます。

次、第4項工事負担金でございます。第1節工事負担金の精算で666万1,000円の減額でございます。これはまち整備課の道路改良に伴う水道管移設工事の負担金の減が主な要因でございます。

次、企の5、6の予定建設資金の説明は省略させていただきます。

次に、企業債でございます。議案書ページ201、第5条をご覧ください。起債の目的は上水道事業でございます。補正前は限度額が2億1,380万円、起債の方法は証書借入、利率4%、補正後は限度額は1億9,900万円、起債の方法は証書借入で、利率4%、以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程した各議案の詳細説明を終わります。これから質疑を行います。

まず、議案第22号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

第2款～第7款の質疑

○議長（北岡 泰） 歳出から行います。

黄色の表紙、予算に関する説明書のうち、水色の一般会計補正予算説明書の17ページから36ページ、第2款総務費から第7款商工費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで36ページ、第7款商工費までの質疑を終わります。

第8款～第13款の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、37ページから52ページ、第8款土木費から第13款諸支出金までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

3番 松本忍議員。

○3番（松本 忍） すみません。8款土木費の2目地籍調査費、委託料のほうで120万5,000円減額になってますけど、これもですね、2割ぐらい減になってますかね。で、この中で事業進捗がですね、これまだ事業始まったばかりで、できればもう少しできたんじゃないかなと思いますけど、何が要因で事業の進捗を図れなかったのか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 土地利用調整監。

○土地利用調整監（三上 光典） 一筆調査、現地に入るのは今年始めてなんです。で、336筆という筆数を一筆一筆立ち会いをしていくという中で、この請負差金を使ってですね、広げるということが、ちょっと工期的に難しいというふうな判断しましたので、こういうことになっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

松本議員。

○3番（松本 忍） 今年から始めたということで、しょうがないかなと思いますけど、極力、事業進捗を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

9番 乾健郎議員。

○9番（乾 健郎） 50ページ、公債費の23節総務債31万9,000円、消防債マイナス11万円という形になってはいますが、この補正予算額の財源内訳のところで、国県支出金がマイナス48万1,000円になっているのは、どういうことか、ご説明をお願いします。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 国の補助金の額と、それから実際にはですね、事業を町単の分も巻き込んでやっていますので、需用費全体はたとえ1,000万円でも、補助対象事業が800万円、その中で補助金の額も下がってきますし、逆に自己負担の部分は増えてくるということで、逆に町債のほうが増えたりする。そういった加減ですね、この数字については上下をするということをご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 再質問ございますか。

乾議員。

○9番（乾 健郎） 補助の部分の、何というのですか、部分に対して予算がなかったという意味ですか。何が減、消防債が11万円の減で、何で48万円も減になるのかというのがちょっと、消防債かどうかわかりませんが、この辺もちょっと教えてください。

○議長（北岡 泰） 答弁、総務課長。

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

(午後 1時 53分)

○議長(北岡 泰) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 59分)

○議長(北岡 泰) 副町長。

○副町長(寺前 和彦) 財源内訳のお話ですけれども、元金、それから利子の関係で、まず元金のついては国県支出金が48万1,000円ということになっていますけれども、これについては家賃収入補助というのが公営住宅に国から補助金がもらう予算がございます。その予算は起債の返済に充てるということになっておりますので、はい、ここの元金利子に充てるということになっております。その分で元金のほうで48万1,000円、利子のほうで21万9,000円、合わせて70万円の補助金が減ってきたということで、歳入のほうでもですね、70万円、まち整備課長が説明をいたしましたんですけど、公営住宅整備事業補助金で70万円減額あがっておりますので、それとリンクした内容のものでございます。

従いまして、財源を国の補助金が減ってきた分だけ一般のほうへ回して、国県のほうで減額して一般へ回したというふうな内容でございます。

○議長(北岡 泰) 他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで52ページ、第13款諸支出金までの質疑を終わります。

歳入の質疑

○議長（北岡 泰） 続きますして、歳入、4ページから16ページの歳入全般及び議案書の178ページ、第2表繰越明許費及び議案書の179ページ、第3表地方債補正の質疑を合わせて行います。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きますして、議案第23号 平成24年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きますして、議案第24号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第25号 平成24年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般及び議案書の189 ページ、第2表地方債補正、合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号の質疑

○議長(北岡 泰) 続きまして、議案第26号 平成24年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般及び議案書の193 ページ、第2表地方債補正、合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第27号 平成24年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第27号の質疑を終わります。

議案第28号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第28号 平成24年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号の質疑

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第29号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（3号）の質疑を行います。

質疑は、収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第29号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

各議案の討論

○議長（北岡 泰） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

議案第22号の採決

○議長（北岡 泰） これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第22号 平成24年度明和町一般会計補正予算（第6号）を採決

します。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第23号 平成24年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従いまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第24号 平成24年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第25号 平成24年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従いまして、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第26号 平成24年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第27号 平成24年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第28号 平成24年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の採決

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第29号 平成24年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号から第29号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第32 議案第30号から、日程第45 議案第43号までを一括上程し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。従って、

日程第32 議案第30号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第33 議案第31号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

日程第34 議案第32号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第35 議案第33号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第36 議案第34号 明和町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第37 議案第35号 平成25年度明和町一般会計予算

日程第38 議案第36号 平成25年度明和町斎宮跡保存事業特別会計予算

日程第39 議案第37号 平成25年度明和町国民健康保険特別会計予算

日程第40 議案第38号 平成25年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第41 議案第39号 平成25年度明和町農業集落排水事業特別会計予算

日程第42 議案第40号 平成25年度明和町公共下水道事業特別会計予算

日程第43 議案第41号 平成25年度明和町介護保険特別会計予算

日程第44 議案第42号 平成25年度明和町後期高齢者医療特別会計予算

日程第45 議案第43号 平成25年度明和町水道事業会計予算

を一括上程し議題とします。

議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

○議長（北岡 泰） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

申し訳ありませんが、40分過ぎには議場のほうに戻っていただくように。

(午後 2時 22分)

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 47分)

○議長（北岡 泰） 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） 平成25年第1回明和町定例会にあたり、平成25年度の行政運営に対する私の施政方針について申し述べ、議会ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(基本姿勢)

多くの町民の皆さんのご支援を賜り、2期、3年目の予算編成を迎えることとなりました。

去年は、国を挙げて東日本大震災からの復興、そして福島の再生を目指してきましたが、長引く円高・デフレ不況やエネルギー危機、TPPなどの経済問題、尖閣諸島など緊迫する外交問題、社会保障と税の一体改革に基づき具体化が急がれる年金、医療にかかる社会保障制度改革など、まさに国論を二分する重要政策が山積みとなっています。

昨年12月に行われました第46回衆議院総選挙において再度、自民党・公明党が政権を担うことになりました。政府は、強い経済こそ国力の源泉として日本経済再生に向けた「緊急経済対策」を策定し、これまでの「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出」へと転換させながら、産業の成長力を強化し、さらに、雇用と所得を拡大していく「力強い経済」を目指すとしています。

その結果、年明けから円安や株価の上昇の動きが見られ、輸出産業を中心として企業の業績が回復しつつあり、地方経済にもこの流れを呼び込むべく、国の諸制度を活用した地域の活性化につなげていく施策の展開が求められています。

私は、日曜開庁時に座談会を設けて、町民の皆さんから町政に対する意見や要望をお聴きする広聴活動を続けています。また、自治会や各種団体の皆さんからは、毎週のように様々な地域での活動の場にお招きをいただき、そして、防災や交通安全、福祉、子育て、環境、歴史文化、スポーツ、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、様々なご意見、ご提言をいただいています。

言うまでもなく地方自治は、単に私や議会の皆さん、行政だけでは、一歩も前に進みません。自治の本来の姿は、主権者たる町民の皆さんや自治会、各種団体、事業所、NPO、ボランティアなど、地域の様々な主体と行政が、

互いに尊重し、それらの取り組みが幾重にも折り重なる姿こそが、本町のまちづくりの基本理念でもあります「人と地域の活力の創造」であり、地方自治が求めていくべき本来の姿であると思います。

我が国は、社会経済のあらゆる分野で大きな課題を抱え、まさに時代の分岐点にあり、地方自治の舵取りは大変厳しいものがありますが、第5次総合計画に定める「歴史・文化と自然が輝き快適でこころ豊かな「和」のまち明和」を目指し、町民の皆様とともに元気で活力があり幸せを実感していただけるよう、施策の具体化に全力投球する所存でございます。

(町を取り巻く情勢)

政府は、緊急経済対策に基づき、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体として実行するため、平成25年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的な「15カ月予算」として打ち出すという考え方を示しました。しかし、予算編成方針では、一括交付金化されてきたものが廃止され、再び所管官庁の補助事業として振り替えられ、国の予算がどの程度確保されるのかが現時点では不透明であります。また、社会保障と税の一体改革に伴い、消費税の導入に併せた各種の税制改正も検討されており、地方財政への影響が危惧されることから、今後も国の動向を注目していかなければならないと受け止めております。

県におきましても「県民力で目指す幸福日本一の三重」をスローガンに「みえ県民力ビジョン」に基づき各種の政策が進められておりますが、新年度予算は、極めて厳しい財政状況を踏まえ、三重県経営方針に基づき、選択と集中を基本とした予算編成がなされています。これにより事業や補助金の廃止などが実行され、本町においてもこの影響を受けることとなり大変厳しい行政運営となることが予測されます。

それでは、平成25年度の重点化すべき政策分野について、次の8項目に沿って基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、第1点は、防災対策の推進であります。

まちづくりの喫緊の課題は、「安全・安心のまちづくり」の防災対策です。町では、昨年から三重大学との間で「津波避難のあり方」について共同研究を行う協定を締結し、大淀、下御糸地区で海岸部に近い町民の皆さんと行政が一体となって、避難方法や一時避難場所、災害時の要援護者の支援のあり方などの課題を懇談し検討してきました。これからの防災対策は行政主導ではなく、地域の皆さんが、互いに話し合い、考え、知恵を出し、自分たちの行動を想定し、その取り組みを具体的な計画づくりにつなげるという、一見遠回りをするようですが、このことこそが生きた地域防災計画、ひいては自助・共助・公助のまちづくりにつながるものと確信しております。

本年度は防災アドバイザーの支援を得ながら、さらに懇談の地域を広げて、互いの防災意識の高揚と合意形成を図りながら、より具体的な「地域防災計画」の見直しへとつなげていくこととしています。

2つ目は、義務教育施設整備の推進です。

中学校は老朽化対策とともに校舎周辺に点在する公共施設の有効的な活用方法も含めた総合的な整備が望まれるため、新年度では、具体的な建設推進に向け、基本的な考え方を取りまとめることとします。

大淀小学校の整備は、今日の少子化傾向を受け児童数の減少による将来の望ましい学校規模、防災対策を考慮した建設場所など、様々な課題があり、詳細な検討が必要となるため、より専門的な見地から、腰を据えた検討を加えることとしています。

3つ目は、就学前保育・教育施設整備の推進であります。

明星地区においては就学前の幼児教育・保育について、集団保育の成果が期待できる適正な規模を確保するため、曙幼稚園と休園中の暁幼稚園を統合し、保育所機能をあわせ持った施設として、新たに「認定こども園」として施設整備を進めます。整備にあたっては、緑豊かな自然環境を活かして地域コミュニティとの連携を図りながら、子どもたちが健やかに成長できるような環境づくりを推進します。

4つ目は、産業の活性化です。

T P Pで課題となっております一次産業の振興は、最重要課題として農業基盤整備のパイプライン化事業の促進や、のり養殖・あさり採貝漁業振興策等の強化を図るため、引き続き下御糸漁港整備と改修を推進します。また、地方にとっては依然として厳しい経済状況下にはありますが、町内企業支援対策を模索しながら商工業振興対策も進めるとともに、企業誘致については基本に立ち返り、企業動向の情報把握に努めながら、誘致活動を粘り強く積極的に推進することとします。

5つ目は、史跡斎宮跡整備の推進です。

史跡斎宮跡は、現在、三重県による東部整備が進んでいます。今年の伊勢神宮の式年遷宮は、本町の観光振興を伸ばす最大のチャンスであり、観光客誘致の大きな資源となります。町では平成24年6月に、国土交通省、文部科学省、農林水産省が支援する「歴史的風致維持向上計画」の認定を受けました。新年度ではこの計画に位置づけた事業の具体化を図り、史跡斎宮跡の整備はもとより、歴史的文化の保存、活用等、町民への理解と次世代への文化の継承を進めるとともに、遷宮に合わせて斎宮跡を全国に情報発信し、観光振興や町全域を捉えた地域活性化につなげていきます。

6つ目は、少子化・高齢化・障がい者福祉の推進です。

少子化・高齢化・障がい者福祉施策の推進は、幼保一体化・子育て支援など就学前子育て支援対策と併せて、町民の皆さんの健康づくりなどを含めた、安心できる適切な医療・福祉・介護施策の推進や障がい者のケアホームの整備支援など、皆さんの暮らしや生活の場の確保に努めます。

7番目は、生活環境整備の推進です。

生活に直結した安全安心の幹線道路整備、ゴミの分別や減量化、町民の皆さんと行政の協働で取り組む環境美化運動や住宅用太陽光発電などの新エネルギー設備の導入支援、農業集落排水事業、下水道事業の推進などを通じて、快適で機能的な生活環境整備の推進を図ります。

8番目は、行政改革の推進です。

新しい行政課題に対応できる組織運営を目指し、財源の確保や事業の効率化などの行財政基盤の強化を図らなければなりません。このため、認定こども園の整備を推進するための組織の一部について体制の強化を図ります。さらに「分かりやすい行政」のための行政チャンネルなどの情報発信の充実に努めます。

(予算の概要)

予算の概要につきましては、平成25年度の予算の概要では、一般会計予算で総額76億4,500万円、前年度比で14.4%の大幅な増となりました。

この伸びの要因は、国営宮川用水第二期工事の完成に伴う町の負担金について、最も有利な一括償還を選択したことで、予算規模が膨らむこととなりました。

歳出では、投資的経費で、国の緊急経済対策を踏まえ継続している道路整備や橋梁整備、冠水対策などをさらに推進するため社会資本整備総合交付金事業や下御糸漁港東護岸工事の事業量を増加した結果、前年比で44.4%の増となりました。

補助費等は、宮川用水第二期工事の負担金のほか、事業所設置奨励金などで、前年度対比71.5%と大幅な増加となりました。

また、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費では、昨年比で0.6%の増となっています。

これに対する歳入では、町税で町民税は前年度比3.3%の減、固定資産税では前年度比0.9%の減で、町税全体では前年度に比較して1.6%の減を見込んでおります。

地方交付税は、国で前年度比2.2%の減が見込まれていますが、町への影響については安全策を取り、実績に基づいた見込みではなく最低限の額を見込むことといたしました。

国庫支出金については、社会資本整備総合交付金事業などの増加に伴い、

前年比16.9%増を見込んでいます。

町債については、臨時財政対策債や投資的事業の増加に伴う建設債の影響により、前年比の19.9%増となりました。

繰入金は、宮川用水第二期工事の分担金の一括償還などに伴い財政調整基金を充てたため大幅な増加となりました。

以上が一般会計予算の概要です。

次に、特別会計では、7つの特別会計を合わせ69億4,830万円、前年度比4.9%の増となっています。

また、企業会計の上水道事業は、6億350万円と前年度比24.1%の減となりました。

これら、平成25年度の総予算額は、一般会計、特別会計、企業会計の9会計を合わせ、151億9,680万円で、前年度比7.8%の増となっています。

(予算の詳細)

それでは、平成25年度の主な施策・事業につきまして、総合計画の七つの大綱に沿って説明を申し上げます。

その1つは、ともに支えあう地域福祉と健康のまちづくりであります。

民生費では、社会福祉総務費で、ご家庭の医療費負担を軽減し、疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、子ども医療費、一人親家庭等の医療費助成でそれぞれ所要の費用を計上しました。また、心身障がい者福祉医療費助成は、知的障がい者の対象を中度から軽度に拡大しました。さらに、重度心身障がい者や高齢者の方々の社会参加を促進し外出にかかる経済的負担を軽減するため、引き続きタクシー助成の費用も見込んでいます。

心身障がい者福祉費では、福祉サービス給付事業として補装具や介護給付費、自立支援医療の育成医療、更生医療にかかる給付費などの扶助費について所要の額を見込んだほか、NPO どんと花さんが整備するケアホーム建設については、現在、三重県と協議調整しておりますが、協議や認可が整い次第、具体的な施設整備や町有地の無償貸与などで支援をしていく考えです。

高齢者福祉費では、長寿を祝う敬老福祉大会を開催する経費や老人クラブ補助金、介護予防対策である介護予防地域支援事業委託料、緊急通報システム委託料などの費用のほか、老人ホーム等入所措置費などの経費について、それぞれ所要の額を計上しています。

児童福祉費では、新たに、みどり保育所で平日同様の時間帯で土曜保育を実施するため、臨時保育士等の賃金や簡易ベッドなどの備品類の費用を計上し、保育所ニーズに応えることとしました。

私立・明和ゆたか保育園の運営費につきましては、通常の運営費補助のほか、民間保育所障がい児保育事業補助で加配保育士を新たに配置するため補助額を増額しています。

また、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする「子ども子育て支援法」に基づき、国の基本指針に即して5年を1期とする「子ども子育て支援事業計画」を平成26年度中に策定するため、この計画策定に向けたニーズ調査の経費を見込みました。

成人保健対策推進費では、早期発見早期治療に結びつく各種がん検診費用やインフルエンザ予防接種委託料などをそれぞれ見込んでいますが、成人病予防の要である食生活について視覚的に考えてもらうきっかけとするため、カロリー表示されたフードモデルを陳列する什器の購入費を計上し、保健福祉センターに配置することとしました。

国民健康保険事業特別会計につきましては、昨年引き続き大変厳しい財政運営が続いています。国保会計は相互扶助を基本として加入者の保険税と国・県・町の負担金を主な財源としていますが、平成22年度決算では5,012万円の赤字となっており、財政調整基金も現在、約600万円と底をついています。

平成23年度においては一時的に269万の黒字となりましたが、平成24年度で4,900万円の国庫負担金等の精算による返還を予定していることから、実質的には赤字が継続しております。これらは、特に後期高齢者支援金や介護

納付金等の負担金の増加が原因で、国保会計の経営健全化を考えますと、被保険者の皆さんにご理解を得て、長年据え置いてきました介護分、後期高齢者分にかかる国民健康保険税の引き上げを行い、独立採算制の原則にたつて国保財政の安定化を図らなければなりません。

なお、災害で被害を受けた世帯に対しては、医療機関での一部負担金を免除する支援制度を導入することとし、負担の軽減にも配慮することといたします。また、人間ドック等の健康診査に対する補助制度を導入し、従来の「特定健康診査」や、「健康体操教室」、「健康ウオーク」などともに健康づくりを推進することとします。

「介護保険特別会計」につきましては、第5期介護保険事業計画の2年目ですが、この計画に基づき事業を行います。新年度は要介護高齢者の増加に伴う介護給付費の自然増に加え、特別養護老人ホームやサービス付き高齢者専用住宅の建設により、介護サービス給付費や施設介護サービス給付費を中心にさらなる伸びが見込まれることから、昨年度よりも予算規模が相当大きくなっていますので、ご理解をお願いいたします。

一方、介護状態にならないためには、介護予防が大切であることから、町で独自に考案した「健康体操」の普及や「はつらつ教室」、「えんがわお元気教室」などの介護予防事業、さらに「認知症予防講演会」などへの参加者拡大に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、医療費の増加に伴い予算規模が伸びており、今後も適正な事業運営が図られるよう注目してまいりたいと受け止めております。被保険者の皆様には、事業の趣旨をご理解賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2つ目の大きな問題は、人権を尊重する思いやりのあるまちづくりであります。

人権センターは、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営いたしております。

人権センター費では、地域住民の人権に関わる相談や生活の相談に適切な助言・指導ができるよう生活相談員等を配置し、関係機関と連携して支援を行えるよう所要の予算を計上しました。また、隣保館運営事業として、「交流祭」や「ひと・まち・ふれあい企画」として楽しく気軽に参加いただける各種講座やふれあいツアーを開催することとしています。

人権対策費では、人権を尊重する思いやりの心を育ていけるよう人権を守る会と連携した「人権講演会」など、各種啓発事業の経費を見込んでいます。

また、平成25年3月に策定しました明和町男女共同参画基本計画に基づく各種施策を推進するため、基本計画が目指す「男女がともにいきいきと暮らせる社会」を実現するための啓発として、男女共同参画連携映画祭を開催することとし、その経費を計上しております。

3番目は、安全で人に優しい環境のまちづくりです。

交通安全対策費では、悲惨な交通事故を少しでも減らすため引き続き啓発事業を重視し、保育所や幼稚園、小学校などで交通安全指導を行う「とまとーず」の活動費用や看板、反射ストップマーク等の各種交通安全物品などの費用を見込みました。

災害対策費では、引き続き防災アドバイザーや講演会の講師費用を報償費で見込みました。また、新たに上御糸地区で防災アンケートを実施するための経費のほか、町のホームページ上で津波浸水想定地域などを閲覧できるように、防災マップ・防災情報整備事業の委託料を計上しています。

備蓄品関係では、乾パン、アルファ米などの食料品を補充することとしました。また、災害時に学校、幼稚園、保育所の職員の安全を確保するため、ヘルメットを各施設に配置することとしました。

大規模災害の初動期では行政機関の活動に限度があるため、自主防災組織の活動が特に期待されています。このため、自主防災組織強化育成事業補助につきましては、引き続き平成25年度も実施してまいります。

木造住宅の耐震化促進については、無料耐震相談や無料耐震診断、耐震

補強計画補助、耐震補強工事補助を実施するため、それぞれ所要の予算を計上しておりますが、これらの啓発にも努めます。

さらに、避難行動や救助活動を迅速化するため、新たに地震による倒壊・転倒の恐れのあるブロック塀の除去や改修費に補助を行うこととしました。消防費につきましては、消防団員の活動の安全性を確保するため、ホースや可搬ポンプなど消防機器のほか、被服類の更新費用、団員の資質向上を図るための各種訓練にかかる経費や研修費などを計上しました。また、消防施設の整備では、消火栓2基の設置委託料を見込んでいます。

なお、教育費でも防災用消耗品として、海岸部に隣接した双葉幼稚園、大淀小学校、下御糸小学校の児童と職員のライフジャケットの購入費をそれぞれ見込んでおります。

防犯対策費では、環境に配慮したエネルギー効率の高いLED照明による防犯灯を新たに導入して年次計画的に整備を進めていくこととし、予算を増額しました。また、自治会が設置する防犯灯についてもLED化する場合には補助対象とすることとしました。

衛生費では、環境衛生費で環境センターの進入路の舗装工事を見込みました。また、開設日は、月2回の日曜日を毎週日曜日とし、日曜、火曜、木曜日の3日間に変更することとしました。

また、ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機やコンポスト容器などの助成費用や集団回収助成金などの所要の経費を見込むとともに、ごみの減量化に楽しく気軽に取り組んでいただけるよう減量化講習会の経費を計上しました。

地域振興費では、町民の皆さんに関心の高い自然エネルギーの有効利用を進めるため、住宅用太陽光発電補助についても、引き続き実施することとし50戸分を見込みました。

4番目は、地域を支える活力のあるまちづくりであります。

農林水産業費では、農業の担い手対策として新規に農業に参入する青年就

農者を支援するため、経営所得安定対策事業で青年就農給付金を計上しました。

県営事業では、引き続き斎宮地区のパイプライン化で牛葉線幹線用水と斎明線幹線用水の工事を進めます。また、湛水防除事業においては、6排水機場の集中管理を役場庁舎で実施・確認できるシステムを平成25年度から稼動することとしています。

平成24年度からの第二期事業として16の地区組織で取り組まれている農業用施設の維持管理と農村環境保全活動に対して、資源保全地域協議会交付金を引き続き計上し支援してまいります。

平成24年度完成を目指して工事が進められてきました国営宮川用水第二期工事は、25年3月末をもって完成となりました。土地改良法により市町にも負担金の償還が発生するため、関係法令に基づき最も有利な支払い方法を検討した結果、予納制度により一括して償還することとし、その分担金を計上しました。この工事の完成により、町内では552haの農地に将来にわたって安定的な農業用水の供給を受けられるようになり、農業の維持・発展に大きく寄与するものと期待をしております。

漁業基盤整備では、大淀漁港内と下御糸漁港内に仮置きしてある土砂について、北藤原地内に搬出することとし、漁港の環境改善と維持管理の適正化を図ることとしました。

下御糸漁港地域水産物供給基盤機能保全事業では、安全対策が急がれる東護岸の改修工事の進捗を図ります。また、西護岸では消波ブロックの製作・据付工事を継続して実施してまいります。

商工費につきましては、地域に根ざした商工会の活動に対し補助することにより、町内の事業所を支援することとし、また新しく事業所を設置した二つの事業所に交付する事業所設置奨励金を計上しました。

企業誘致は、誘致活動の基本に立ち返り、専門の調査会社から企業進出にかかるデータの提供を受けるための費用を見込み、併せて担当職員の専門技

術を高めるため研修会への派遣を行うこととしています。

観光費では、明和町の観光資源を広く周知し、観光振興に結び付けるため、町に愛着を持ち、町の観光振興に協力していただける方々を観光大使として任命し、皆さんが持つ人的ネットワークを活かして観光客誘致を図ります。

また、町の伝統的な特産品である御糸織を使ったシャツを製作し、町職員が着用することで歴史のまち明和町をアピールします。

さらに、平成24年度に引き続き、FMラジオで明和町をPRする番組の放送やフェイスブックでの情報発信、町のキャラクターである「めい姫」のイベントへの出演など、あらゆる機会を活用しながら、様々な世代に明和町の魅力を発信していきます。

5番目は、快適で機能的なまちづくりであります。

地域振興費では、自動車を運転しない高齢者や青少年に買い物などで幅広く利用されております町民バスについて、車両が老朽化していることから新車を導入し、めい姫のラッピングも施して、観光PRでも活用することといたしております。

土木費では、平成24年度に引き続き、社会資本整備総合交付金事業により、町道坂本前野線の自歩道整備工事、町道本郷勝見第二線の新設道路工事の進捗を図り、道路整備を進めます。

同交付金事業では、引き続き冠水対策や通学路の安全対策事業を行うとともに、丹川橋橋梁工事を推進します。また、狭あい道路整備事業についても各地域で引き続き推進を図ります。

町単独事業につきましては、5か年要望の2年目であり、地元要望の採択や整備を図ることとして、早期の工事発注にも努めます。

地籍調査は、国土調査法に基づき有爾中第1調査区に加え、有爾中第2調査区についても一筆地調査や境界立会い等の調査事務を開始するため、調査測量等の業務委託料を計上しました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、国庫補助事業の省庁間の所管

替えにより、国の予算規模などが不透明な状況ですが、引き続き上御糸・下御糸処理区において処理場建設と管路整備を実施し、平成26年4月の供用開始に向け、事業推進を図ってまいります。

公共下水道事業特別会計につきましては、明和浄化センターの機械設備等の長寿命化計画に基づき、施設の改修等の対策を講じるとともに、流入する汚水の増加を踏まえて汚水処理施設増設にかかる実施設計業務に着手いたします。また、宮川流域関連明和町公共下水道事業の認可申請に伴う事業計画の策定にも取り組みます。

水道事業は、安全で安定的な水の供給を円滑に行うため、各種の事業を実施し、町民の皆様安心して、おいしく飲んでいただける水の確保に努めていきます。

事業運営では、地方公営企業法の改正により平成26年度から会計制度が大幅に変わるため、新たな会計処理方法に適応した水道会計システムの改修経費を見込んでいます。また、各水源地や監視制御システムが老朽化し通信機能等にも支障があるため、迅速かつ正確な情報管理が行えるようにインターネット対応プログラムへのシステム更新を行い、事故対応能力を高めることとしました。

6番目は、未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくりであります。

教育費の事務局費では、中学校の建設整備に関する基本的な考え方を検討する、「明和中学校建設検討委員会」開催のための予算を計上しました。

小学校や中学校においては、誰もが整った教育環境で安心して勉学に励むことができるように学習支援員を配置し、また、教職員や保護者の方々が教育に対していつでも安心して相談できるように、生活相談員や巡回相談員を引き続き配置します。

小学校費では、斎宮小学校のプール施設改修のため、設計委託料を計上しました。また、同校のパソコン教室の機器が老朽化しているため、学校 I C

ICT教育環境事業として新しい機種への更新費用を計上し、他校についても老朽化の度合いにより計画的に更新していきます。

猛暑対策として小学校においても空調設備の導入が求められていることから、明星小学校と齋宮小学校について設計委託料を計上しました。

なお、各小学校の空調施設整備につきましては、今後も国の補助事業を活用して年次計画的に整備していくこととしております。

幼稚園費では、猛暑対策として齋宮幼稚園の遊戯室のエアコン設置工事費を計上しています。

中学校費でも小学校と同様に、パソコン教室の機器が老朽化しているため学校ICT教育環境事業として、新しい機種への更新の経費を見込んでおります。

齋宮跡保存事業につきましては、三重県による史跡齋宮跡東部整備事業の柳原区画の整備に合わせて、「齋宮跡」を核とした町の活性化と歴史・文化、観光資源を活かしたまちづくりを進めるため、歴史的風致維持向上計画に基づき、平成25年度から平成29年度までの5か年間をかけて積極的に周辺整備を行うこととします。

そこで平成25年度は、計画に定める坂本古墳公園や柳原区画周辺散策道、近鉄齋宮駅北口の整備、情報案内板等の整備に向けて測量設計業務に着手するための経費を計上しました。

7番目は、協働で築くあたたかいまちづくりであります。

収税対策費では、納税しやすい環境づくりの一環としてコンビニ納付ができるようシステム導入経費を計上し、平成26年4月からコンビニで納付していただけるよう準備を進めます。

企画費では、群馬県明和町との交流に加えて、歴史文化を活用したまちづくりを進める島根県津和野町や京都府与謝野町と三者による友好交流提携と災害時における相互応援を通じて、新たな交流を進めるための費用を見込みました。

新年度は明和町が町制を施行して55周年に当たるため、町制55周年記念事業として記念式典や記念講演会などの経費を計上しました。

明和町が取得し現在、多気東部土地開発公社で管理している公共施設用地の活用のあり方を調査・検討するため、設計業務委託料を計上し、望ましい活用方法を検討いたします。

自治振興費では、平成23年度から三重県市町村職員互助会の補助を受け、老朽化した自治会掲示板の設置工事を実施しており、引き続き平成25年度におきましても計画的に設置していきます。

地域振興費では、上御糸地区でふれあい祭り事業と斎宮地区でいつき会館20周年記念文化芸能祭を計画されているため、それぞれ地域づくり交付金を計上しています。

また、皇学館大学と町の相互連携により、歴史文化の振興などを通じて、地域の活性化と人材育成に寄与することを目的として包括的な連携協定を結び、互いの強みを活かして協力していくこととしています。

次に、明許繰越に係る事業につきましては、国庫支出金を伴う事業として、社会資本整備総合交付金事業の丹川橋橋梁工事や下御糸漁港地域水産物供給基盤機能保全事業の東護岸改修工事、防火水槽新設工事などが繰越事業として、平成25年度に予算を執行することとしております。

以上が予算の詳細であります。新年度の予算は、財政事情が一層厳しさを増した中での予算編成となりました。防災対策を中心に各分野でのバランスにも配慮し、国の要請である緊急経済対策も踏まえつつ、将来を見据えた社会基盤整備などの重点項目には思い切った投資をさせていただきました。特に、国営宮川用水第二基事業の事業費負担は、財政的には大変重いものがありますが、水田土地利用型農業が中心の本町の農業の維持発展には欠かせない施設であり、今後、負担金の相当分は、起債に切り替えるなどの措置を講じてまいりたいと受け止めております。

これらの施策を具体化するためには、行財政改革を推進し、財源の確保や

事業の効率化や重点化、さらには将来的には事業の取捨選択をせざるを得ない必要性も増しています。急がねばならない防災対策等の課題は山積しておりますが、町民の皆様がより豊かに安心して日々を暮らせるよう、町職員ともども頑張っまいりますので、町民の皆様、議会の皆様には、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

なお、予算の詳細につきましては、別冊で当初予算編成資料を配布させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

また、教育行政方針につきましては、この後、教育委員長から説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、一括上程されました予算以外の議案につきまして、簡単にご説明申し上げます。

議案第30号 町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行財政改革と現下の町財政事情から町長、副町長の給料等を引き続き減額するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第31号 明和町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例につきましても、行財政改革と現下の町財政事情から教育長の給料等を減額するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第32号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年給与構造改革に伴い経過措置として実施してきました現給保障制度について一定期間が経過しましたので、人事院勧告に基づいて廃止をしようとするものでございます。

次に、議案第33号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国保財政の健全で安定した運営を図るため、国保税額の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第34号 明和町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障がいのある人が診療を受けた場合に、窓口で支払った医療費の自己負担分を助成する心身障害者医療費助成制度で、助成の対象を療育手帳所持者の軽度にまで拡大し、障がいのある人に対する経済的支援を行うものでございます。

以上、一括上程されました予算並びに諸議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 町長の説明が終わりました。

続きまして、教育委員長の説明を求めます。

教育委員長。

○教育委員長（竹本 留美子） それでは、私のほうから平成25年度明和町教育行政方針について、説明させていただきます。

はじめに、新学習指導要領が掲げる「生きる力」は、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しています。国内人口の減少が予想される中、グローバル化する社会への対応や「いじめ問題」の防止、東日本大震災をはじめさまざまな自然災害を生き抜く上においても、次代を担う子どもたちに身につけさせることが一層求められているものです。

昨年来、深刻化した「いじめ問題」の防止では、「心の教育」「道徳教育」の重要性があらためて求められています。

また、学校現場で、「体罰」が問題になっていますが、「体罰」は子どもの人権に関わるという認識にたち、「体罰」のない学校づくりに取り組まなければなりません。

これらの教育課題が山積する中、昨年12月、政権交代が行われ、これまでの政策とは異なるさまざまな教育政策が提案されています。

例えば、「6. 3. 3. 4制の学制の改革」や「教育委員会制度の抜本的

改革」など、「教育再生」策が構想されています。

一方、三重県では、昨年11月、「みえの学力向上県民運動」が実施されました。次世代を担う子どもたちに自らの夢の実現を目指し、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力（自立する力）、グローバルな視点を持って、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力（共に生きる力）を身に付けさせ、学力の向上を目指します。

当町においても、こうした新政策をめぐる変化や動向を注視しつつ、学校現場の声を大切にしながら、独自性を持った特色のある学校づくりを考えていかなければなりません。

そして、子どもたちを信じ、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの大いなる可能性を引き出し、その輝く未来づくりに取り組まなければなりません。

取り組みの方針、明和町教育委員会では、新学習指導要領に対応した学校教育の充実を図るとともに、「みえの学力向上県民運動」を積極的に推進し、「心豊かでたくましく、創造性に満ちた人づくり」を目指して、次の6項目を教育方針として取り組みます。

1. 幼児教育の充実

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、きわめて重要な役割を担っています。そのため、

- (1) 集団生活を通じて基礎的な生活習慣や社会性を身につけ、豊かな人間関係が育まれるようにするため、家庭・地域との連携
- (2) 福祉行政との連携を深め、総合的な子育て支援や施設・設備・人的配置等の充実
- (3) 公開保育を実施し、保育研究会を開催することにより、教職員の資質

向上

(4) 幼保一体化の取り組みなど、今後の就学前保育・教育のあり方や施設整備計画について、具体的な施策の検討

に取り組みます。

特に、引き続き、明和町就学前保育・教育検討委員会の答申を踏まえ、具体的な整備計画について検討します。

また、預かり保育を各幼稚園で継続実施するなど、子育て支援の充実に努めます。

2. 小学校・中学校教育の充実

変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てなければなりません。

それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、新学習指導要領に基づき、確かな学力の定着と向上を図るとともに、特別支援教育や外国語教育など、新しい時代に対応した教育を推進する必要があります。

そのため、

- (1) 基礎的な知識・技能の習得と学力の育成
- (2) 命の大切さや心の教育の充実
- (3) 社会の変化に対応した教育の推進
- (4) 特別支援教育の充実
- (5) 開かれた学校づくりの推進
- (6) 子どもの安全確保、防災教育の充実
- (7) 就学・学習環境の整備と充実
- (8) 教職員の資質の向上

に取り組みます。

特に、新学習指導要領に基づき、教科等の授業時間数を増加し、基礎的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力の育成に努めるなど、教育内容の改善を図ります。

学力の向上においては、全国学力・学習状況調査やC R Tテストの学力調査を実施し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、指導方法や授業内容の改善を図り、個に応じたきめ細かな学習指導を展開します。

さらに、基礎的な知識・技能を身につけるため、長期休業中等の学校に補充学習の場を設置します。

学校給食において地元の食材を使用する「地産地消」運動に取り組むなど、食育教育を充実します。

また、公開研究発表会を実施し、職員の資質向上を図るとともに、保護者や地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

特別支援教育では、障がい等のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、きめ細かい適切な指導に努めます。また、保護者、地域・医療関係機関等とより連携を深め、一人ひとりの課題に対して早期の対応を行い、児童生徒が学校等で円滑な生活が送れるよう教育環境の充実に努めます。

学習環境の整備については、児童生徒が安全で安心できる施設の充実が必要なことから、海岸部の小学校の地震・津波対策と、耐用年数が残り少なくなっている中学校の校舎建設について、引き続き、具体的な検討を進めます。

また、猛暑対策としてエアコンの設置を検討します。

さらに、学校の多様な課題に対応するために、学校、家庭、地域の連携と協力による学校支援ボランティア活動の充実に努めます。

3. 人権教育の推進

人権教育では、今日、社会的な問題となっている「いじめ問題」「児童虐待」等の事件を厳しく受け止め、「人の命を大切にする」人権感覚や道徳観をしっかりと身につけさせる学習や研修を、地域や学校・家庭等で行うことが必要不可欠です。

さらに、自他の基本的人権を尊重し合い、互いに認め合い、一人ひとりが大切にされる教育活動が重要になっています。

そのため、

- (1) 幼稚園、小・中学校の人権教育の推進
- (2) 教職員、社会教育関係者の人権教育研修の推進
- (3) 人権講演会、講座などの啓発活動の充実

に取り組みます。

特に、小・中学校においては、人権に関する授業公開や人権講演会を行うとともに、保・幼・小・中学校の職員と地域住民、行政職員でつくる人権ネットワーク委員会の活動の充実に努めます。

4. 生涯学習の充実

生涯学習では、生活や教育水準の向上、自由時間の増大など社会の成熟化が進行する中で、知的・文化的・創造的活動への関心がますます高まっており、潤いと生きがいのある生活が求められています。

また、「学ぶ」だけから、学んだ成果を生かすために自主的・自発的に活動するための「学習の機会」と「場の提供」等の充実を図らなければなりません。

さらに、地域人材の養成と活用や団体・グループの活動を支援し、幅広い活動を促進するとともに、世代間を越えた町民相互の交流を育む生涯学習を目指します。

そのため、

- (1) 公民館活動の充実
- (2) 図書館サービスの充実

に取り組みます。

特に、公民館講座では、町民のニーズに対応する講座や短期講座の開設に努めます。

また、ふるさと会館指定管理者との連携を密にし、多目的ホールの活用や読書の環境づくりに努めます。

5. 文化・芸術の振興

文化・芸術活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにし、生きがいの充実につながるとともに、人と人との新しい交流を生み出します。

また、地域への愛着と誇りを持つことにもつながります。

町民誰もが、自ら積極的に文化・芸術活動に気軽に参加できるよう、各種文化団体と連携し、文化活動の活性化と継承を促進し、幅広い年代層における町民の自主的な文化活動を支援します。

そのため、

- (1) 文化・芸術活動の充実
- (2) 郷土の伝統芸能・文化の振興

に取り組みます。

特に、個人や文化サークルがそれぞれの活動を発展できるよう「発表の場」の充実を図ります。

6. 体育・スポーツの振興

体育・スポーツの振興では、町民が心身ともに健康な生活を過ごし、明るく活力に満ちた地域社会を形成するため、生涯にわたって子どもから高齢者まで誰もが身近に様々なスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、各種スポーツ事業の推進、環境整備、活動団体の支援に努めます。

そのため、

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 競技スポーツの振興
- (3) スポーツ環境の充実
- (4) 指導者の育成に取り組みます。

特に、体育協会やスポーツ推進委員との連携強化を図ります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を質疑を行います。

質疑につきましては、この後、予算特別委員会を設置し、詳細な審査を行

っていただく予定でございますので、ここでの質疑は、町長、教育委員長の説明の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、質疑は一括上程した全議案について、町長、教育委員長の説明の範囲を対象に行います。

質疑される方はございませんか。

12番 田辺泰宏議員。

○12番(田辺 泰宏) ただいま、町長から今年度の町長提案をですね、非常に綿密に、本当に何というか、模範的なこの施策の説明をいただきました。

ところが、私のですね、今までのこの議会議員としての考え、あるいは町民代表としての考えをですね、ここに申し述べたいと思いますが、これは決して、この町長が今提案をしていただいたものに対する批判とか、そういう、これをですね、これをいけないとか、そういう質問ではございません。さらにこれをですね、もっともっと町民のためにですね、光あるものにして活かせてもらいたいと、そういうことで、ただいまから少々質問を申し上げたいと思います。

色々ですね、防災対策についてはですね、以前から、ともかく海岸と明和町は山と両ほどありますので、特に津波を心配が非常に多いわけですから、この津波について、この前も申し上げましたが、ともかく逃げてくださいと、そういうことはですね、そろそろ私は卒業していただいて、ハード面の、ともかくこの前からテレビ、ラジオでやっておられるように、ともかく、その逃げることも必要ですが、ともかく高いところへ避難してくださいと、一歩でも、1 mでも2 mでもええから高いところへ避難してくださいと、こういうことが防災対策のですね、基本になりつつあるわけです。

こういうことも今後ですね、明和町にとっては緊急の私は課題であると思

う。ソフト面では本当に練って練って、もうこれ以上ないというぐらいですね、検討されてきました。自助、共助、そういうことも盛んに言われてきました。しかし、これをもう一歩ですね、進めて、ハード面のスタートをですね、切っていただける方法はおありかどうか、ひとつ町長に簡単でよろしいが、お答えを願いたいと思いますが、よろしく。

もう1つですね、その地方税とか国庫支出金、町債とか特別会計とか、こういうのありますけども、1つだけ、この場でちょっと言いにくいんですが、この間ですね、実は町長さんが定例の記者会見で、新聞にデカデカとですね、出ていました。特別会計がいくらとかですね、総予算が151億9,680万円と、こう出ていましたが、まあ私もですね、この前から、できたらですね、予算書もらっているとえばそれまででございますけども、この数字はですね、私らが読んでおけということで、一応見ましたけども、この数字をですね、新聞へ出されるんでしたら、私はあらかじめですね、総予算がこんだけですよと、特別会計こんだけですよということを言うていただきたかったし、むしろですね、そういう数字は後回しにして、明和町は今年度はですね、こういう介護予算にも十分力を込めたんだと、ナンバーワンは介護事業やと、こういうことを言っていただいたら、明和町は本当に介護に力を入れてくれておるんだなということがわかったと思うんです。

でも、数字が先走ってですね、どうも数字を出していただくならばですね、私この本会議が済んでから、ここに持ってますような多気町とですね、町長ご存じだと思いますが、多気町と大台町はこうしてですね、これ3月7日の中日新聞です。デカデカとですね、もう表にして、それで全部それぞれの予算はどこへどういうふうに、重点的に盛るかということ載せてみえたんです。町長はちょっと、私はまだ本会議終わってない段階でしたので、どうも遠慮されて載せられたんじゃないかなと思います。このぐらいデーンとしてですね、載せていただきたいなと思うんです。

それで、多気町は自動車レースを今年が目玉にしていくということが載っ

ています。大紀町はですね、大紀町はその医療と介護の機能を備えた新設のメディカルセンターの実施計画を。

○議長（北岡 泰） 田辺議員、新聞の中身は読まなくてもよろしい。町長に対する質問ですから。

○12番（田辺 泰宏） そういうことから、今の町長に対してですね、この地域福祉と健康のまちづくりというところありますね。ここに私は言及をしたいんですが、済生会の明星病院が来年の12月にですね、完成予定なんです。これは明和町にとってはですね、一大重要医療施設になると思うんです。むしろ松阪の済生会病院に負けないようなですね、どえらい今、建築をやっています。あそこは総合病院になりますが、そういう済生会明和病院ができるんですから、これとですね、明和町が行政とが連携をしてですね、この介護とか医療をですね、連携した一つのそのセンターができないだろうかと、こういうことで私は考えておるんですが、町長の将来的なお考えをお聞きしたいと思います。

もう1つ、何度も申し上げてますが、観光について盛んに伊勢神宮の遷宮と結びつけて、この際ですね、何とかしてこの伊勢神宮と一緒にですね、盛り上がっていこうと、観光地域としてですね、つくり上げていこうと、これはよくわかります。確かにこんなに大きなイベントはないと思います。ところがですね、この伊勢神宮の遷宮は、伊勢神宮の神宮を中心にして、パーッと全国からやって来まして、そこで観光客はほとんど帰っていかれると、そのあとが大事なんです。そのあとパーッとですね、観光客がもう引いていくと、しかし、明和町はそのあとのこともですね、その観光客が引いていっても明和町には観光客が残っていただけるような、将来その遷宮を機会にですね、明和町というところを見直して、明和町が観光ルート、観光の町として生きていくためにはですね、今の私は町長が言われた中で、斎宮跡を整備したり、古い建物を実物大の建ててみたり、あるいはその歴史博物館を充実してみたりということではですね、失礼な話ですが、観光地としてはなかなか

観光客が来てもらえないというのですよ。

そこで、前から申し上げておるように、齋宮歴史博物館、この齋宮跡のところは第一、ナンバーワンです。それから明和町の大淀へ行ってですね、海の駅のようなものをつくって、それから大仏山へ行って、花畑のようなものを見ていただくというような、この観光ルート、観光バスがですね、ともかく今のところは歴史博物館へ来て、それを見て、それで帰っていただけなんです。こうではなしに、大淀まで行ってですね、大淀に例えばレストランをつくってですね、そこでお金を使っていただくと、そして滞在時間がいって、また何か見ていただいて帰ってきた。それからおほらい町へ行って、向こうで赤福なり何なり買っていただいたらいいと思うんです。

そういうルートをですね、私は考えていただかないと、やっぱりこの明和町は観光としての町ですね、この構想がですね、私はいつまで経っても今までのソフト面からでは脱出できないと思うんです。そういうことについてもご意見をお聞きしたいと思います。今日はあれですので、一応、以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 答弁、町長。

○町長（中井 幸充） 田辺議員さんのほうから3点ほど、色々ご質問をいただきました。1つは、ぼちぼち防災についてソフト面だけではなしに、ハード面で考えたかどうかというお話をいただいておりますが、1つはですね、昨年、アンケート調査を実施し、皆さん方にもお示しをさせていただきました。町民のまず意識がどの程度なのかということ、皆さん方もご承知をいただいたというふうに思います。津波が来る前の地震対策、それがほぼ6割方何の手立てもしてないという、その住民の意識が今あるわけでありますので、我々としては即ハード面にいくよりか、やはりもう一度ですね、この地域住民の皆さんが防災に対する意識をもう一度持ってもらう、そのことの必要性を痛切に今、感じているわけであります。

従いまして、津波が来る前のまず対策、今回もご提案を色々申し上げました

が、地震のまずは家屋の例えば耐震調査、そして家屋の耐震補強工事、そういったところへですね、まずは目を向けてやっていきたいと、そのように思います。

それともう1つは、懇談会の中でですね、即その避難タワー、そういったものの話もあるわけでありましてけれども、まずそこへ逃げるまでの間の、いわゆる避難経路のそれぞれの住民の皆さん方が認識する、その避難経路ですね。その整備をやはりきちっとやっていかなければならない。そのように実は考えております。

従いまして、今回も提案で申し上げておりますように、地域を拡大する中でですね、今まで積み上げてきた懇談会を、さらにもう少しこの地域の中に入って、個々の住民の皆さんと話し合いながら、いわゆる防災対策を構築する。そのことがまず我々は第一歩ではないかと、そのように今思っております。従いまして、ハード整備も必要ではありますけれども、それに変わるものとして大淀の小学校の外付け階段、あるいは下御糸小学校の外付け階段を、まずは整備をさせていただきました。そういう意味の中でですね、もう少し住民の方と話し合いをしながら、我々としては防災対策を進めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の新聞への発表ということですが、多気町さんも大台町さんも同じような形の中で、記者発表をしておられます。それぞれマスコミのですね、とらえ方がどのようにとらえてみえるのか、それは記者さんの、取材された記者さんのいわゆる受け止め方という形にあいなるかというふうに思ひます。で、中日新聞さんの例をとっていただきましたが、私のほうが記者発表が早かったわけでありまして、中日新聞さんは国史跡齋宮跡のいわゆる整備等々について取り上げていただきました。内容的にはそれぞれその市町が独自の考え方でもってアピールするわけでありまして、その内容はそれぞれ各紙によって違ふというふうに思ひます。

また、数字等につきましてはですね、事前に全協のときにご了解をいただ

いて、そして記者発表しますよということで、ご理解をいただいておりますので、私はそれに基づいて記者発表をさせていただきましたので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

なお、済生会の病院等の整備で連携はどうかということの提言でございますが、これはまた予算の特別委員会の中でのご審議の中で、色々とまたご意見を賜っていききたいと、そのように思います。

なお、観光の問題もご指摘をいただきました。我々としても何とかこの伊勢の式年遷宮に合わせた一つの取り組みをやっていきたいということで、さまざまな提案も申し上げておりますので、これにつきましても予算の特別委員会の中で、そういった観光大使も含めてですね、ご提案申し上げておりますので、その中でいろいろとご審議を、またご意見を伺わせていただけたら幸いということで、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

田辺議員。

○12番（田辺 泰宏） 私はですね、あまりにもその壮大なと言いますか、急にはできないことを申し上げているように、よく受け止められます。しかしですね、現代はそのような、私は昔やったら夢でそれで終わりました。しかし今はですね、夢が、あるいはアイデアがですね、これは大事な一番大事な時代になったと思うんです。そのアイデアがあってこそ、それに対してですね、この町の目標を立てて向かっていただいたら、ええほうに行くと思うんです。その目標が、失礼な話やけど、あれやこれや、あれやこれやとありますと、どれが本当に目標なのか、なかなかどの目標に向かって行ったらええのか、町民も迷うと思うんです。

ですから、私が失礼な話ですが、多気と大台町のね、一つの目標を挙げておるということで、明和町も何か一つの目標をですね、大きな目標を持っていただいて、先ほどの繰り返しやないですが、済生会という大病院ができるんですから、これを私は目に入れてですね、これと行政が関係持たないとい

う、こんなもったいないことないと思うんです。何とかしてですね、この大
済生会病院をですね、明和町のものにしていただいて、これからの明和町の
行政がですね、何とか生きていけるようなそういう施策を期待して、町長に
今、お答えいただきました。

そういうことで、この提案、これを変えてくれと、そういう考えでは決し
てございません。また来年、再来年考えていただきたいというふうに思いま
して、私の一応要望といたしまして、発言を終わりたいというふうに思いま
す。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わら
します。

◎予算特別委員会への付託

○議長（北岡 泰） お諮りします。

一括上程した各議案について、先日ご協議をいただきましたように、13人
の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、さら
に詳細な審査をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、13人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付
託のうえ、審査することに決定しました。

○議長（北岡 泰） 委員名簿を配布する間、暫時休憩いたします。

（午後 4時 00分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時 01分）

◎予算特別委員会の委員の選任

○議長（北岡 泰） お諮りします。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任につきましては、先日ご協議いただきましたものに基づき、委員会条例第6条第1項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、予算特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

名簿を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

○議長（北岡 泰） ただいま決定しました、予算特別委員会の正副委員長を選んであくため、直ちに委員会を開いていただきたいと思いますので、その間、暫時休憩いたします。

（午後 4時 02分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 4時 07分)

◎予算特別委員会正副委員長の選任

○議長（北岡 泰） 予算特別委員会でご協議をいただきました結果、
委員長に 江 京子 議員
副委員長に 田 邊 ひとみ 議員
が選任されましたので、ご報告をいたします。

なお、予算特別委員会は、3月14日の9時から、15日の午後1時からと、
18日の午前9時から、19日午後1時からの開催といたします。

また、平成25年度町単事業につきまして、総務産業常任委員会に付託し、
調査をしていただくことにしております。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
た。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。ご苦勞様でした。

(午後 4時 09分)